

# 小田原市要配慮者支援マニュアル

令和7年3月

小田原市福祉健康部

## 目 次

第1編 要配慮者支援マニュアルの作成方針	1
第1章 要配慮者支援マニュアルとは	1
1 要配慮者支援マニュアルの趣旨	1
2 小田原市地域防災計画における位置づけ	1
3 マニュアルの対象となる要配慮者の定義と現状	1
4 要配慮者の特徴	3
5 要配慮者支援の体制整備	5
第2編 要配慮者支援マニュアル	7
第1章 災害時に備えた事前対応	7
1 避難行動要支援者の所在情報収集、把握及び管理	7
2 避難行動要支援者所在マップの活用	7
3 個別避難計画の作成	7
4 情報伝達体制の整備	7
5 安否確認、避難誘導體制の整備	8
6 津波発生に備えた避難体制の整備	9
第2章 災害発生直後の対応	10
1 安否確認、避難誘導	10
2 難病患者への支援	10
3 施設入所者及び災害発生時に施設内にいた通所者等の安否確認	10
4 避難所における応急活動	10
5 避難所や在宅の要配慮者に対する医療支援活動	11
第3章 災害発生後の対応	21
1 避難所における要配慮者への支援	21
2 在宅の要配慮者への支援	21
3 仮設住宅の入居及び生活支援	21
4 中長期的なメンタルケアの実施	22
第4章 予知型災害への対応	23
1 災害に備えた事前対策	23
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	23
3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合の対応	24
4 気象警報等により避難勧告等が発令された場合の対応	25
5 災害発生後の対応	26

第3編 支援者と要配慮者等の災害時における留意点	27
第1章 支援者の方へ	27
1 高齢者の方への支援について	27
2 認知症の方への支援について	27
3 目の不自由な方への支援について	28
4 耳の不自由な方への支援について	28
5 身体の不自由な方への支援について	28
6 知的障がいのある方への支援について	28
7 内部障がいを持つ方への支援について	29
8 精神障がいを持つ方への支援について	29
9 乳幼児への支援について	29
10 妊婦への支援について	30
第2章 要配慮者とその家族の方へ	31
1 日頃の備えについて	31
2 災害時の行動と準備について	31
(1) 高齢者の方	31
(2) 目の不自由な方	32
(3) 耳の不自由な方	32
(4) 身体の不自由な方	32
(5) 知的障がいのある方	33
(6) 難病患者・内部障がいを持つ方	33
(7) 精神障がいのある方	33
(8) 妊産婦の方	34
(9) 乳幼児がいる方	34
資料編	46
小田原市地域防災計画（抜粋）	46
小田原市災害対策本部分担業務	50
自主防災組織の任務分担表	52
MCA無線配備状況一覧表	53

## 第1編 要配慮者支援マニュアルの作成方針

### 第1章 要配慮者支援マニュアルとは

#### 1 要配慮者支援マニュアルの趣旨

災害は、被災地の住民の生命や財産などに大きな損害をもたらし、被災後においても、もとどおりの生活を取り戻すために多大な労力を要するなど、住民の日常生活に大きな負担を強いることとなる。

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65才以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。また、令和元年の台風第19号、令和2年7月豪雨においても全体の死者数のうち65歳以上の割合が6割を超えている。災害への対応能力の弱い要配慮者は、情報の入手や自力での避難が困難なため、災害時には、大きな被害を受けたり、犠牲者となったりする可能性が高く、支援体制を構築することが急務となっている。

要配慮者の被害を最小限に抑えるためには、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者の方々などの安否確認や救出、避難誘導を迅速に行うことが必要である。特に、平常時からの災害発生への備えや災害発生後の初動体制の充実に向けた取り組みが地域ぐるみで行われていることが重要となる。

こうしたことから、「小田原市地域防災計画」における要配慮者の支援策を具現化するため、「小田原市要配慮者支援マニュアル」を策定し、地域防災力の強化と充実に図っていく。

#### 2 小田原市地域防災計画における位置づけ

小田原市地域防災計画において第1編「地震災害対策計画」第3章「災害時応急活動事前対策の充実」第6節に、「要配慮者に対する対策」として位置づける。

本マニュアルは、小田原市地域防災計画と連動し、要配慮者の具体的な支援活動を展開するための行政としての基礎的なマニュアルである。したがって、市災害対策本部設置後、各部署においては小田原市地域防災計画に基づいてそれぞれの分担業務を実施するとともに、本マニュアルを活用し、要配慮者への対応にも意を用いるものである。

なお、本マニュアルは、常に現状に即した内容となるよう今後も随時見直しを行う。

#### 3 マニュアルの対象となる要配慮者の定義と現状

##### (1) 要配慮者とは

災害が発生した場合には、すべての被災市民に対して援護が必要となるが、本マニ

ユアルの対象となる要配慮者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な者とする。

#### 要配慮者の定義

- 1 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知する能力がないか、困難な者
- 2 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知して適切な行動ができないか、困難な者
- 3 危険を知らせる情報を受け取ることができないか、困難な者
- 4 危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動ができないか、困難な者

具体的には、傷病者、障がい者体力的な衰えのある高齢者、妊産婦（産前・産後）、保護者とはぐれた乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人などが該当する。

そして、小田原市地域防災計画では、在宅者対策として、災害時における救出及び避難誘導について特に配慮すべき避難行動要支援者の所在地を地区ごとの地図に記載し、市災害対策本部の福祉救援部各班、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員が情報を共有するとともに、所在情報の更新を定期的に行うこととしている。

なお、施設入所者及び災害発生時に施設内にいた通所者については、一次的には当該施設において援護することとしている。

#### 所在マップに記載する避難行動要支援者

- 1 高齢者・・・ひとり暮らし、寝たきり、認知症、虚弱
- 2 障がい者・・・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者
- 3 その他・・・災害時に援護を必要とする者

(2) 要配慮者の本市の現状

区 分	人 数	総人口に 占める割合	備 考
高齢者（65歳以上）	57,603人	30.85%	住民基本台帳（R6.3.31）
寝たきり	2,120人	1.14%	高齢介護課（R6.4.1）
認知症	1,722人	0.92%	
身体障がい児・者	5,989人	3.21%	障がい福祉課（R6.4.1）
視覚障がい者	375人	0.20%	
聴覚平衡障がい	724人	0.39%	
音声言語障がい			
肢体不自由	2,654人	1.42%	
内部障がい	2,236人	1.20%	
知的障がい児・者	2,054人	1.10%	
精神障がい者	1,790人	0.96%	
難病患者	1,610人	0.86%	保健福祉事務所（R6.3.31）
乳幼児（0～5歳）	6,656人	3.57%	住民基本台帳（R6.3.31）
外国人	3,267人	1.75%	住民基本台帳（R6.3.31）
総人口	186,700人		住民基本台帳（R6.3.31）

※ 難病患者は、特定疾患認定患者数

※ 区分ごとに重複して計上されている人数が不明であるため、合計人数は記載していない。

※総人口数に占める割合はR6.3.31現在の総人口数を基に算出した。

※寝たきり、認知症高齢者数は、要介護認定における認定調査結果による（「寝たきり」は、「障がい高齢者の日常生活自立度」がB又はCの者、「認知症」は「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ以上の者とし、いずれも40歳から64歳までの人数を含む。）。

#### 4 要配慮者の特徴

要配慮者は適切な防災行動をとることが困難となる個々の特徴があり、その特性は個人差も大きく千差万別であるが、神奈川県が示している「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」では、要配慮者の災害発生時における特徴と主な留意事項を次のように示している。

区 分		一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
高 齢 者	ひとり暮らし	○ 災害情報の覚知が遅れる場合がある。特に、介護を必要としている場合は、力が衰え行動が遅くなる場合がある。 ● 迅速な情報伝達及び支援者、介助者による避難誘導等が必要である。
	寝たきり	○ 自力で避難できず、また、自分の状況を伝達すること及び自分で判断し、行動することが困難な場合がある。医療的ケアが必要な場合もある。 ● 安否確認及び状況把握が不可欠であり、避難誘導時には支援者、介助者等の援助が必要である。生命維持のために医療的ケアが受けられるよう支援が必要な場合がある。
	認知症	○ 自分の状況を伝達すること及び自分で判断し行動することが困難な場合がある。環境の変化（人や場所）により不穏になる。大きな空間での生活はストレスになる。 ● 理解できないと思い込まず状況を説明する必要がある。また、支援者、介助者による避難誘導が必要である。避難所では、特性に配慮した対応が必要である。
身 体 障 が い 者	視覚障がい者	○ 視覚による災害情報の覚知が不可能又は困難な場合が多い。 ● 音声による情報伝達や状況説明が必要である。家族、支援者、介助者等による避難誘導が必要な場合が多い。
	聴覚障がい者	○ 音声による避難・誘導指示の認識や、通常の会話によるコミュニケーションが不可能又は困難な場合が多い。聴力損失の時期・程度や発語訓練の有無などにより、発話が困難な場合も多い。外見から障害が分かりにくい。 ● 文字をボードに記入するなど、視覚情報（文字、絵図等）を活用した情報伝達や状況説明が必要であり、場合によっては手話通訳者による手話、要約筆記者による要約筆記による情報伝達、説明を行う必要がある。
	盲ろう者	○ 視覚障がいと聴覚障がいの2つの障がいを併せ持っている。障がいの状況により、触手話、接近手話、指文字、指点字、手のひら書きなど、コミュニケーション手段がまちまちである。 ● 「手のひら書き」等で情報伝達や状況説明が必要であり、場合によっては触手話、指文字等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員による情報伝達、説明を行う必要がある。家族、支援者、介助者による避難誘導が必要な場合が多い。
	言語障がい者	○ 通常の会話によるコミュニケーションが困難な場合が多い。全身性障がい者のように、他の重い障がいを伴う人も多い。 ● 本人や家族等からの十分な聞き取りや、聞き取った内容を繰り返すことによる確認、さらに可能であれば、筆談、手話等による状況把握が必要である。
	肢体不自由者	○ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。特に、重度の全身性障がい者の場合、自宅内の移動も困難な場合がある。 ● 避難誘導には、一般的には、車椅子等の補助器具とともに、家族、支援者、介助者等による介助が必要である。（重度の障がい者の場合には不可欠）

身体障がい者	内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内蔵の機能障がいにより日常生活が著しい制限を受ける場合が多い。血液透析患者は、2～3日ごとに人工透析を受ける必要がある。オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）はストマ用装具とパウチ洗浄設備のあるトイレが必要。</li> <li>● 障がいの内容に応じて、ストマ用装具等日常生活用具や医療機器等の確保、人工透析・人工呼吸療法等の医療対応が必要であり、災害時に緊急対応が必要な場合もある。オストメイト用トイレがない場合は、代替できる設備の配慮が必要である。</li> </ul>
精神障がい者		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境の変化により精神的な動揺が激しくなる場合がある。常時服薬が必要とされる人が多い。</li> <li>● 継続的な服薬が確保されるよう、医療機関などと連携した支援が必要である。</li> </ul>
知的障がい者		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い。人によっては、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、その他の障がいが重複している場合もある。</li> <li>● 避難誘導には、一般的には、家族、支援者、介助者等による介助が必要であり、重複障がいの場合には、車椅子等の補助器具が必要な場合もある。</li> </ul>
発達障がい者		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険予測ができない、コミュニケーションが困難、感覚が過敏であるなど、状態が多様で個人差が大きい。</li> <li>● 対応は個別の状況に応じた配慮が必要。指示や予定を明確にする。興奮した時はその場から離し、気持ちを静める等の対応が有効である。</li> </ul>
難病患者・小児慢性特定疾患児		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の避難行動に介助が必要となることが多い。</li> <li>● 継続的な医療の確保が必要である。</li> </ul>
乳幼児・小学生		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自力で災害情報の把握や避難が難しく、全面的に大人の支援が必要である。急激な環境の変化で、思わぬ事態が起きる場合がある。</li> <li>● 保護者等による適切な誘導が必要である。避難所では、乳幼児・児童の特性や育児等に配慮した対応が必要である。</li> </ul>
妊 婦		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に避難行動が遅くなる傾向がある。</li> <li>● 身体に配慮した適切な誘導等が必要である。避難所では、妊産婦の体調の変化に留意し、配慮した対応が必要である。</li> </ul>
外国人		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本語を十分理解できない場合がある。また、地震を知らないなど、日本の災害事情や災害時の対応に関する知識が不足している場合がある。</li> <li>● 多言語に翻訳したり、やさしく平易な日本語を用いた情報提供が必要である。</li> </ul>
観光客 ※外国人観光客は「外国人」も参照		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地の地理に土地勘がなく、避難場所等に関する知識が不足している場合がある。</li> <li>● 避難場所等の情報を分かりやすく提供する必要がある。交通情報等の情報を迅速に提供する必要がある。</li> </ul>

※ 障がい者には18歳未満の障がい児を含む。



- ※ 外国人には、在住外国人だけでなく外国人観光客も含む。
- ※ 全般的な留意事項として、情報を伝える際には、やさしい言葉、わかりやすい言葉で、また、文字は大きく、読みやすく、必要に応じて簡単な図や写真等一目でわかるものを利用するなど、要配慮者の特性に合わせた情報の伝達が必要である。

## 5 要配慮者支援の体制整備

### (1) 基本的な考え方

要配慮者の安全を災害発生時において確保するためには、要配慮者のそれぞれの状況（障がいの内容、程度など）に応じた的確な支援が必要となるため、地域では、要配慮者の状況の把握や要配慮者を想定した訓練、住民同士による支援体制づくりなど平常時からの取り組みを進めておくことが基本となる。

また、多くの要配慮者が入所している社会福祉施設等（社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等）は、施設利用者の安全確保など適切な対応を図るため、平常時から防災体制の整備に心がける必要がある。

### (2) 市における支援体制

市では、災害時には膨大な災害関連業務が発生することが予想され、そのような中で要配慮者に対する支援が迅速かつ円滑に行われるよう、要配慮者の支援体制を確立し、要配慮者に係る情報の伝達・管理体制や安否確認、避難誘導の指揮・命令系統を明確にしておく必要がある。

### (3) 関係団体等との協力関係

災害発生に備え、市、警察、消防、保健福祉事務所などの行政機関や自主防災組織、自治会等の地域コミュニティ組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、障がい者団体等の福祉関係者など関係団体等が相互に連携をとり、災害時の協力体制を確立しておくことが必要である。また、人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入していたりする患者等は、医療行為が受けられなくなると生命にかかわることになる。そのため、地域の医療機関との連携が必要となり、日頃から、これら関係団体間で連携をとり、災害時における協力体制を確立しておくことが必要である。

### (4) 広域応援体制

災害の規模によっては、地域全体が被災し、一自治体のみでは円滑な要配慮者支援を行うことができないことも想定される。そこで、大規模災害時における応援協定等により他の市町村等との広域応援体制を確保し、災害により被害を受ける恐れのない小さい地域からの支援を受けることができるような体制づくりが必要である。

## 第2編 要配慮者支援マニュアル

### 第1章 災害時に備えた事前対策

#### 1 避難行動要支援者の所在情報収集、把握及び管理

災害時において適切な支援を避難行動要支援者に対して迅速に行うためには、平常時から所在や実情を市や支援者が把握しておくことが必要である。その際、個人情報取り扱いに十分配慮しながら、避難行動要支援者の所在情報の収集等を行うことが重要である。

市では、災害発生直後の安否確認、不明者の捜索、救出等に活用するため、小田原市地域防災計画に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者所在マップを地区ごとに作成し、防災本部長（各自治会長）、民生委員・児童委員及び消防機関に配付する。避難行動要支援者所在マップは、定期的（毎月）に更新し、常に新しい情報を反映させるとともに、要配慮者や家族などに対して避難行動要支援者所在マップへの登録を勧める。

情報の収集としては、要配慮者に対し、民生委員・児童委員が、自主防災組織、地区社協、ボランティアと協力し、平常時から避難行動要支援者の把握に努める。

#### 2 避難行動要支援者所在マップ及び救急要請カードの活用

防災本部長（各自治会長）及び民生委員・児童委員は、避難行動要支援者に関する情報の活用に関して、地域防災訓練などを通して災害発生時の対応を確認する。

また、民生委員・児童委員は、高齢者や障がい者を対象に配付した救急要請カードについて、記載された内容に基づき必要な支援が適切に施されるよう、各家庭での設置場所や記載内容の更新等を確認するよう促す。

#### 3 個別避難計画の作成

避難行動要支援者それぞれの心身の状況に合わせ、具体的な避難支援等を実施するために個別避難計画の作成に努める。

個別避難計画には氏名、住所、連絡先、立つことや歩行が困難、音が聞こえない、物が見えない、医療機器の装着などの避難時に配慮しなくてはならない事項、避難先及び避難方法、避難支援等を実施する者を記載する。災害時には個別避難計画に基づき、関係者が協力して避難支援を実施する。

#### 4 情報伝達体制の整備

市は、災害時に迅速かつ的確な情報伝達と指示ができるよう、主に次の方法によ

る地域への情報伝達手段を確保する。

- ①防災行政無線
- ②防災アプリ
- ③メール配信
- ④市ホームページ
- ⑤テレビ（ジェイコム小田原）
- ⑥ラジオ（FMおだわら）
- ⑦広報車
- ⑧電話、FAX等による個別伝達
- ⑨SNS（X等）

さらに、防災無線等により情報を入手するのが困難な要配慮の在宅高齢者（ひとり暮らし高齢者等）や在宅障がい者（単身の聴覚・視覚障がい者等）への情報伝達については、携帯電話メール機能の活用や、地域による情報伝達体制を活用して行う。

また、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要配慮者の支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要配慮者の支援体制の確保に努める。

## 5 安否確認、避難誘導體制の整備

災害発生直後の要配慮者の安否確認は、自主防災組織が、民生委員・児童委員など地域住民の協力を得ながら行い、あわせて避難所までの避難誘導も行うこととなるので、市では、支援体制の整備を自主防災組織とともに進め、地域の連携を強化する。

また、要配慮者やその家族等への防災知識の啓発を図る。

### （1）医療体制の確保

市は、人工透析患者や在宅の人工呼吸器装着者、酸素供給装置装着者等が継続して医療行為を受けることができるよう、平常時から医療機関等と連携をとり、災害時における協力体制を確立する。

また、災害発生直後において、医療行為の提供が可能な医療機関の情報を迅速かつ的確に入手できるよう、県との情報伝達体制を確立する。

### （2）福祉避難所の確保

市は、要配慮者に対して特別の配慮がなされた避難所を福祉避難所として指定し、あるいは民間福祉施設と協定を締結し、要配慮者を対象とした避難所を確保する。

**※協定法人の概要（別紙1）35頁**

(3) 生活支援体制の整備

市は、災害発生後において援護の必要な在宅高齢者・障がい者等の状況の把握及び生活支援、仮設住宅入居者への生活支援体制の整備を進める。

(4) 避難所等における備蓄及び資材整備

市は、要配慮者に必要な食料品、生活必需品の備蓄を行うとともに、身体障がい者用トイレや畳・マット等の資機材の整備を行う。

(5) メンタルケア体制の整備

市は、被災した要配慮者に対する医療・相談・メンタルケア等を行う保健師を中心とした巡回支援チームや防災ボランティアによる支援体制の整備を関係団体と共に進める。

## 6 津波発生に備えた避難体制の整備

津波警報が発表された場合には、一刻も早く高所等へ避難することが必要であり、市では、気象庁等から津波情報を受信次第、防災行政用無線等により海岸付近を中心に周知し、避難を喚起する。

## 第2章 災害発生直後の対応

### 1 安否確認、避難誘導

要配慮者の安否情報の収集については、自主防災組織が、民生委員・児童委員をはじめ地域住民の協力を得ながら避難所において行う。また、要配慮者の避難支援者は、支援した要配慮者の避難情報等について、避難所における安否情報収集窓口に報告する。

避難所において、要配慮者の安否確認ができない場合は、自主防災組織を中心に現地確認及び避難支援を行う。なお、自主防災組織による支援が行えない場合は、市災害対策本部（要配慮者支援班）に連絡し、支援を要請する。

市では、市災害対策本部の設置とともに、福祉・医療部内に要配慮者支援班を設置し、自主防災組織や民生委員・児童委員等と協力し、48時間以内を目処に要配慮者の安否確認を行う。

要配慮者の安否確認、避難誘導方法、役割分担は、別紙フローのとおり。

### 2 難病患者への支援

医療機器が必要な神経難病の患者等に対し、県保健福祉事務所と連携して、電源の確保や適切な医療の提供に努める。

**※県・医療機関との協力体制（別紙2）36頁**

### 3 施設入所者及び災害発生時に施設内にいた通所者等の安否確認

当該施設が安否確認を行い、市では、福祉施設の被害状況等の確認時に施設入所者等の状況を把握する。

**※施設、利用者の状況確認の方法、手順（別紙3～5）37～39頁**

### 4 避難所における応急活動

市は、避難所の設置に際し、要配慮者等に配慮し、出入口などの段差の解消、通路の確保等を行うとともに、必要に応じ、一般の人と居住区域を分けるなどの要配慮者に配慮した応急的な入所対応を行う。

また、保育所等から避難してきた乳幼児は、空き教室を使用するなど一時的に収容する場所を確保し、保護者への引渡しを確実にを行うための配慮が必要である。

**※保育所から避難させた乳幼児の引渡し（別紙5）39頁**

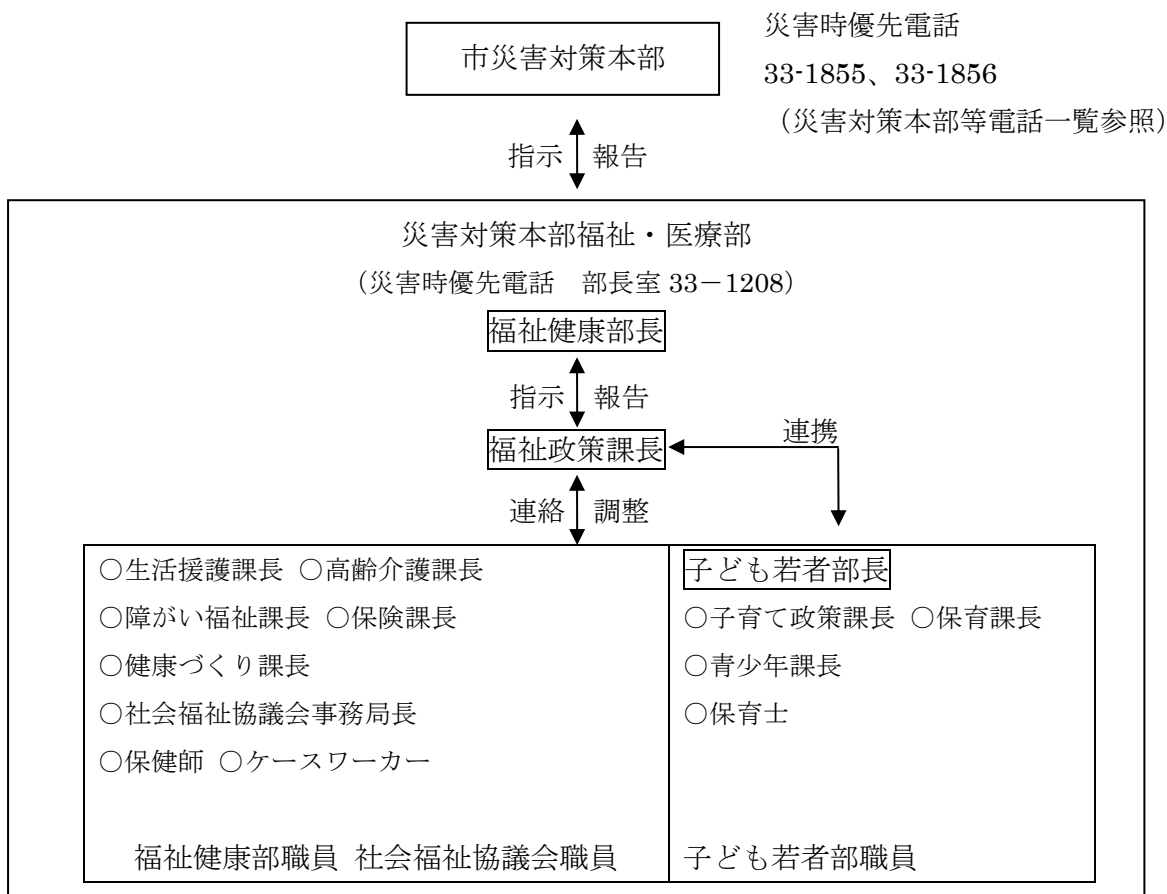
## 5 避難所や在宅の要配慮者に対する医療支援活動

市は、保健師及びケースワーカーを必要に応じて広域避難所に配置し、要配慮者等に対して医療・相談・メンタルケア等を行うとともに、広域避難所を拠点として在宅の要配慮者に対する巡回支援を行う。

なお、支援活動に必要な人材については、神奈川県やボランティアセンター等からの派遣を随時要請する。

**※医療支援活動（別紙6）40頁**

突発型災害が発生した場合の要配慮者対策に係る組織図



- (事務分掌)
- 災害発生時における災害時要援護者の安否確認及びその取りまとめについて
  - 避難所・在宅の災害時要援護者の実態把握及び福祉サービスのニーズ調査について
  - 避難所の災害時要援護者の巡回・相談について
- (事務分担)
- 庶務担当
  - 調査担当

福祉健康部人員配置状況 (地区配備職員を除く・令和7年7月1日現在)

福祉政策課	生活援護課	高齢介護課	障がい福祉課	保険課	健康づくり課	合計
8人	27人	21人	14人	18人	25人	113人

◎災害対策本部等電話番号一覧

名 称	設置場所	電話番号
災害対策本部	大会議室	33-1855 33-1856 33-1884 33-1848 33-1894 33-1896 33-1943 33-1953 33-1944 33-1954 33-1956 33-1955 33-1603 33-1216 33-1247 33-1240 33-1340 33-1290 33-1252 33-1230 33-1514 33-1591 33-1850 33-1895 33-1423 33-1945 33-1535 33-1530 33-1207 33-1220 衛星携帯電話 090-4523-7611 090-3402-243
本部事務局	防災情報処理室	33-1358

◎広域避難所

名 称	MCA 無線	電 話	携帯番号	F A X 番号
三の丸小学校	1 4	22-5164	080-2156-8607	22-6191
新玉小学校	1 5	22-5167	080-2156-8608	22-6216
白山中学校	4 1	34-9295	080-2156-8609	32-7586
芦子小学校	1 7	34-8244	080-2156-8610	32-7469
大窪小学校	1 8	22-1309	080-2156-8611	24-6808
早川小学校	1 9	22-4892	080-2156-8612	22-0928
山王小学校	2 0	35-2654	080-2156-8613	32-7544
久野小学校	2 1	35-3530	080-2156-8614	32-7549
富水小学校	2 2	36-3291	080-2156-8615	36-1294
町田小学校	2 3	34-5290	080-2156-8616	32-7294
桜井小学校	2 5	36-0451	080-2156-8617	36-0475
片浦小学校	3 0	29-0250	080-2156-8618	29-1276
東富水小学校	3 2	36-3236	080-2156-8619	36-0974
報徳小学校	3 6	37-2800	080-2156-8620	37-5124
下府中小学校	2 4	47-3364	080-2156-8621	49-6804
千代小学校	2 6	42-1650	080-2156-8622	42-6784
下曾我小学校	2 7	42-1607	080-2156-8623	42-5098
国府津小学校	2 8	48-1777	080-2156-8624	49-6792
酒匂小学校	2 9	47-3660	080-2156-8625	49-6759
曾我小学校	3 1	42-2278	080-2156-8626	42-5239
前羽小学校	3 3	43-0331	080-2156-8627	43-3489
下中小学校	3 4	43-0610	080-2156-8628	43-3674



名 称	MCA 無線	電 話	携帯番号	F A X 番号
鴨宮中学区	4 3	47-3361	080-2156-8629	49-6814
豊川小学校	3 7	36-8551	080-2156-8630	36-1425
富士見小学校	3 8	48-7116	080-2156-8631	49-6798

◎仮設救護所

No	名称	所在地
1	新玉小学校 又は (町田小学校)	浜町 2-1-20(寿町 2-7-25)
2	富水小学校 又は (報徳小学校)	飯田岡 481 (小台 405)
3	下府中小学校 又は (富士見小学校)	酒匂 930 (南鴨宮 3-25-1)
4	千代小学校 又は (鴨宮中学校)	千代 687 (鴨宮 547)

◎救援物資ターミナル

No	地区	名称	所在地
1	川西	Meiji Seika ファルマ (株) 足柄研究所グラウンド	栢山 788
2		総合文化体育館・小田原アリーナ	中曽根 263
3		酒匂川流域下水道右岸処理場	扇町 6-819
4	川東	独立行政法人 国立印刷局 小田原工場 体育館	酒匂 6-2-1
5		川東タウンセンター マロニエ	中里 273-6
6		県立西湘地区体育センター	西酒匂 1-1-26
7		酒匂川流域下水道左岸処理場	西酒匂 1-1-54

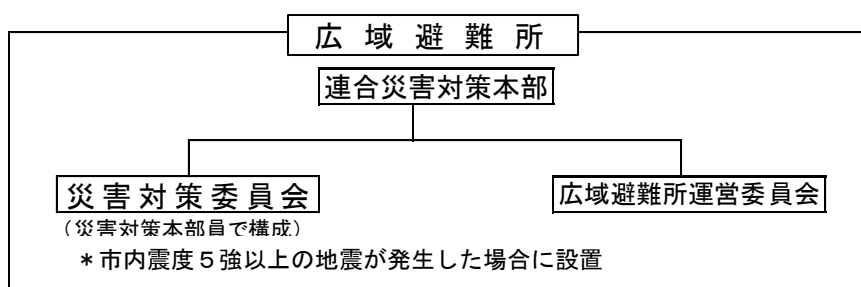
## 災害発生時の地域住民の避難体制及び情報伝達体制

### 災害発生時の被災者（避難者）の行動

自主防災組織では、避難者の基本的な行動として、家族等の安否確認の後、地域内の「一時避難場所」に集合し、地域住民相互の安否確認を行い、被災現場での救出や救助等の活動を行いながら、必要に応じ広域避難所に避難することとなっている。しかし、避難方法は、これに限るものでなく、広域避難所に直接避難したり、それ以外の場所（車の中、自宅の庭先、自宅付近に設置したテント等）に避難したりすることが想定される。

### 災害発生時において自主防災組織を中心に設置する組織

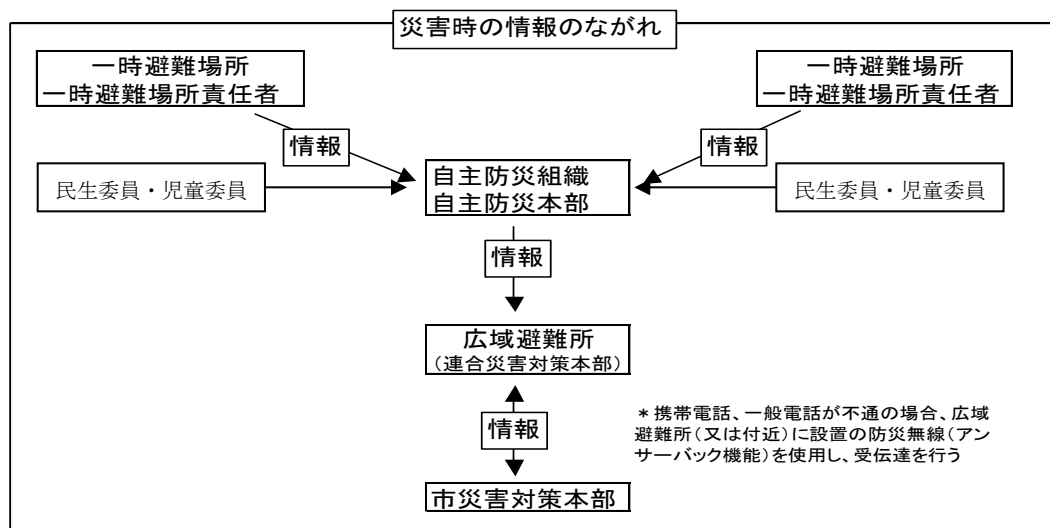
- 災害発生後、できる限り早い時期に広域避難所グラウンド内に、広域避難所運営委員会（この委員会は、避難施設の安全確認後、避難施設内に設置されることとなる）が機能するまでの間、各自主防災組織の代表者「災害対策本部員」により「災害対策委員会」を設置し、主に直接、広域避難所に避難する人の対応を行う。（この委員会は、広域避難所開設後、広域避難所運営委員会に統合される。）



- 自主防災組織は、地域内に「自主防災本部」を設置する。（主に地区公民館など）
- 一時避難場所（地域内に複数の場合あり）に、「一時避難場所責任者」が置かれる。

### 地域の情報集約体系

- 住民の避難状況等の情報伝達は、情報の一元化を図るため、原則として広域避難所と市災害対策本部のみで行うこととし、次により集約することが基本となる。



## 自主防災組織の要配慮者班の役割

班 名	平 常 時	非 常 時
要 配 慮 者 班	<p>1 避難行動要支援者の把握に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長（防災本部長）や民生委員・児童委員と協力し避難行動要支援者の所在や生活状況等の把握に努める。</li> </ul> <p>2 要配慮者に対する情報提供に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の身体的特性などに応じた災害情報の把握方法（防災行政用無線、防災アプリ、FMおだわら、ジェイコム小田原、防災メール等）を検討する。</li> <li>・自治会からの情報伝達方法、避難経路及び避難場所を周知する。</li> </ul> <p>3 要配慮者の支援者の確保に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民による避難等の協力方法について地域内で確認する。</li> <li>・専門的な知識を持つ人材（例えば、看護師など）の把握に努める。</li> </ul>	<p>1 要配慮者の避難に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組内など隣近所の声をかけによる安否確認を行い、一時避難場所等への避難支援を行う。</li> <li>・避難支援は、複数人で行う。人材が確保できない場合は、一時避難場所等に行き、支援者の確保に努める。</li> <li>・地域の福祉関係団体等と協力し避難の支援を行う。</li> <li>・地区内の要配慮者の安否確認の結果を、一時避難場所の責任者を通じ自主防災本部へ報告する。</li> <li>・要配慮者の避難行動は比較的長い時間を要するため、地震災害以外（例えば風水害や土砂災害）の避難については、要配慮者と連絡をとり、安全な避難が行われるよう努める。</li> </ul> <p>2 民生委員・児童委員等との調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員との連絡を密にし、情報の共有等に努める。</li> </ul> <p>3 要配慮者に対する情報提供に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の身体的特性や風水害等の悪天候などにより情報が伝達されていないことも想定されるため、適宜情報提供を行う。</li> </ul> <p>4 一般ボランティアとの連絡・調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者が必要とする支援の把握に努め、市内外から訪れるボランティアに情報提供する。</li> <li>・ボランティアの活動がスムーズに行われるよう調整を図る。</li> </ul>

要配慮の在宅高齢者、障がい者等安否確認フロー①(発災直後)

災 害 発 生

自主防災組織要配慮者班、民生委員・児童委員は、『避難行動要支援者所在マップ』に登録されている要配慮者宅に訪問または電話等で安否確認を行う。

※ 災害発生時の安否確認にあたっては、確認作業に従事する関係者への要配慮者情報の開示は法律上可能である。

自主防災組織要配慮者班、民生委員・児童委員は、安否確認の結果を単位自治会の自主防災本部へ報告する。

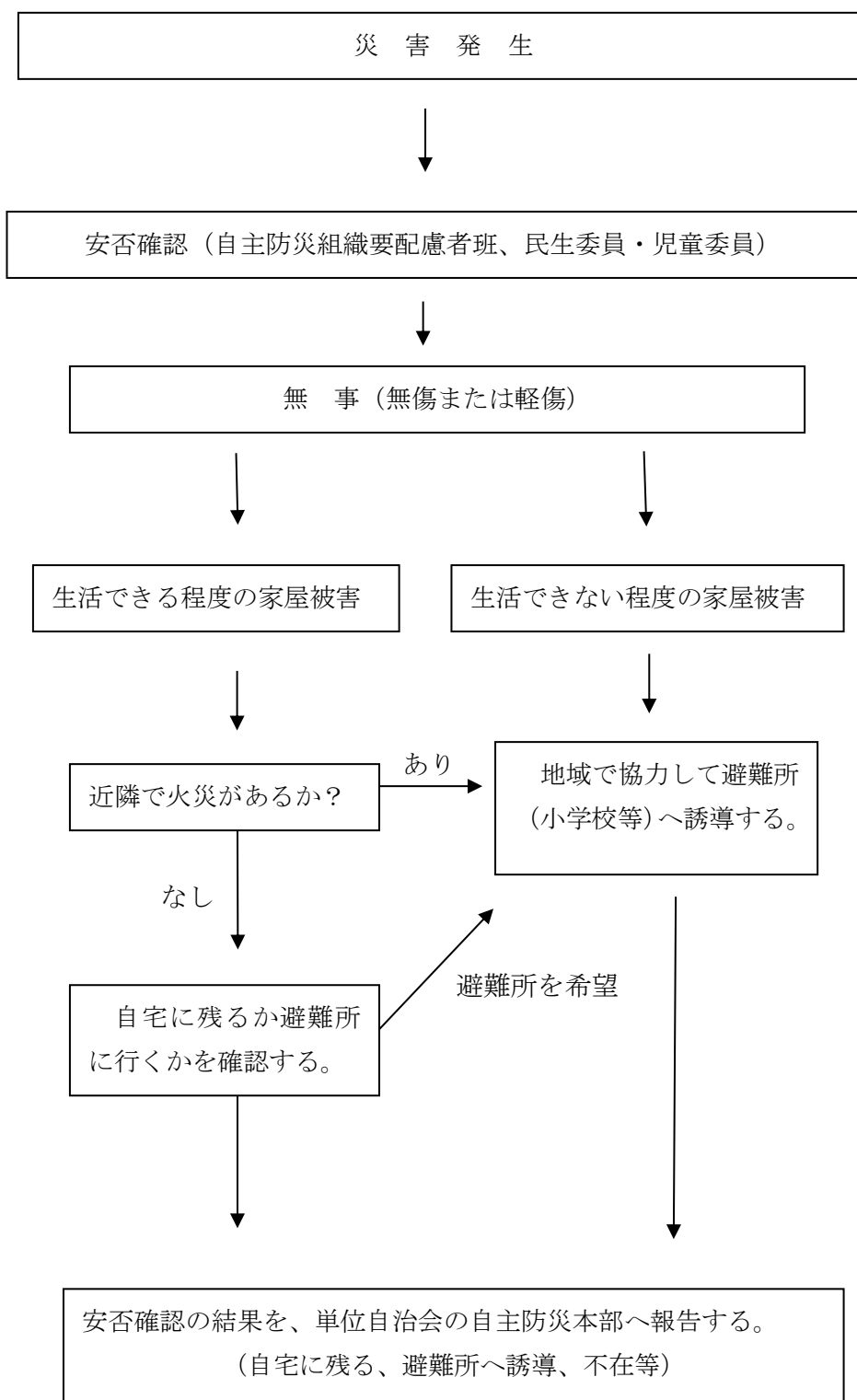
自主防災本部は、安否確認の結果を広域避難所の連合災害対策本部へ報告する。

連合災害対策本部は、広域避難所の避難者名簿及び安否確認の報告を避難行動要支援者所在マップと照合する。

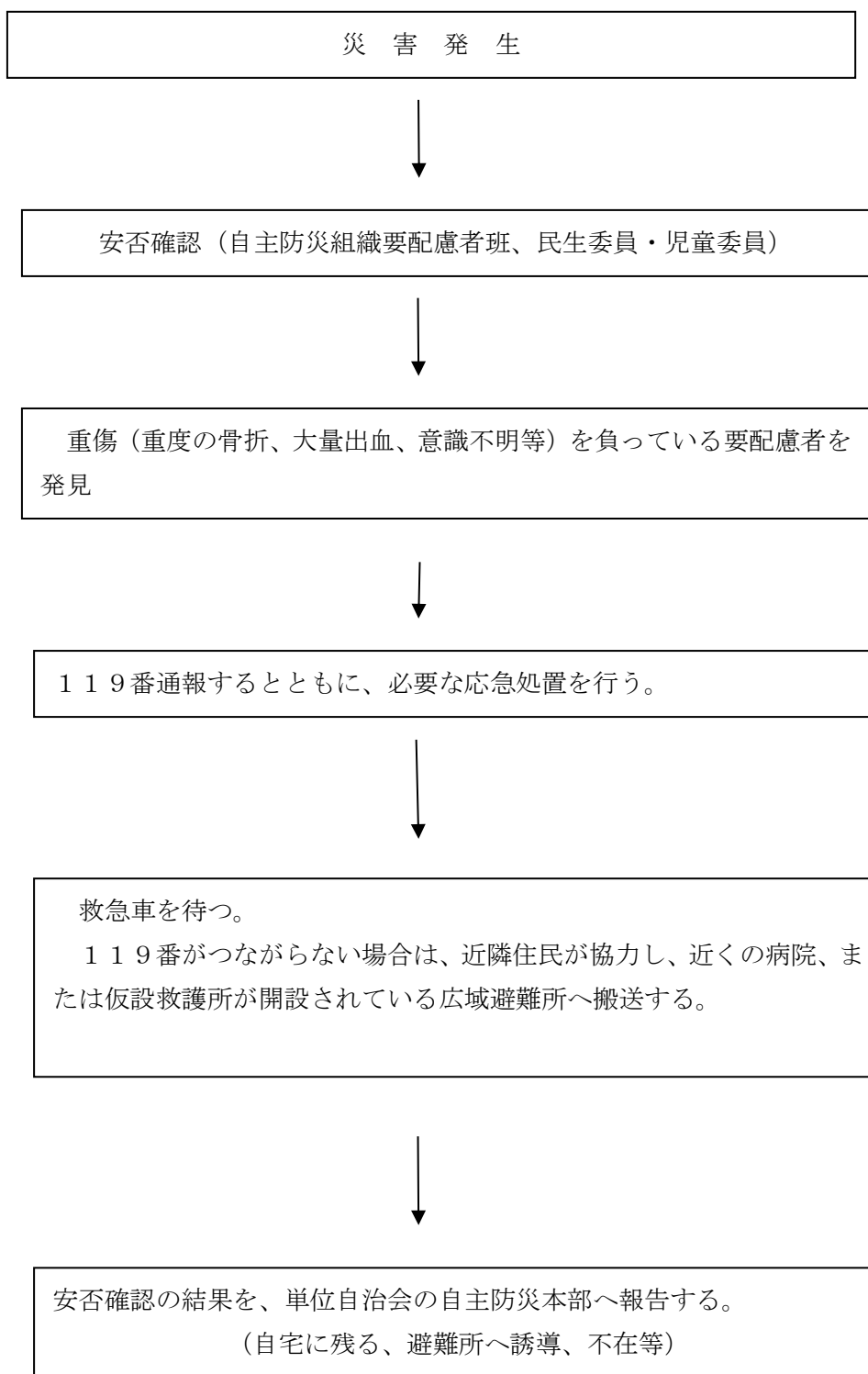
安否確認がとれない要配慮者については、再度、自主防災組織要配慮者班、民生委員・児童委員が、地域住民と協力し安否確認を行う。

連合災害対策本部は、安否確認の結果を市災害対策本部へ報告する。市災害対策本部の福祉救援部は、安否確認情報の集約を行い、安否確認がとれない要配慮者については、警察等との協議を行い関係機関へ捜索依頼を行う。

要配慮の在宅高齢者、障がい者等安否確認フロー②【無事だった場合】

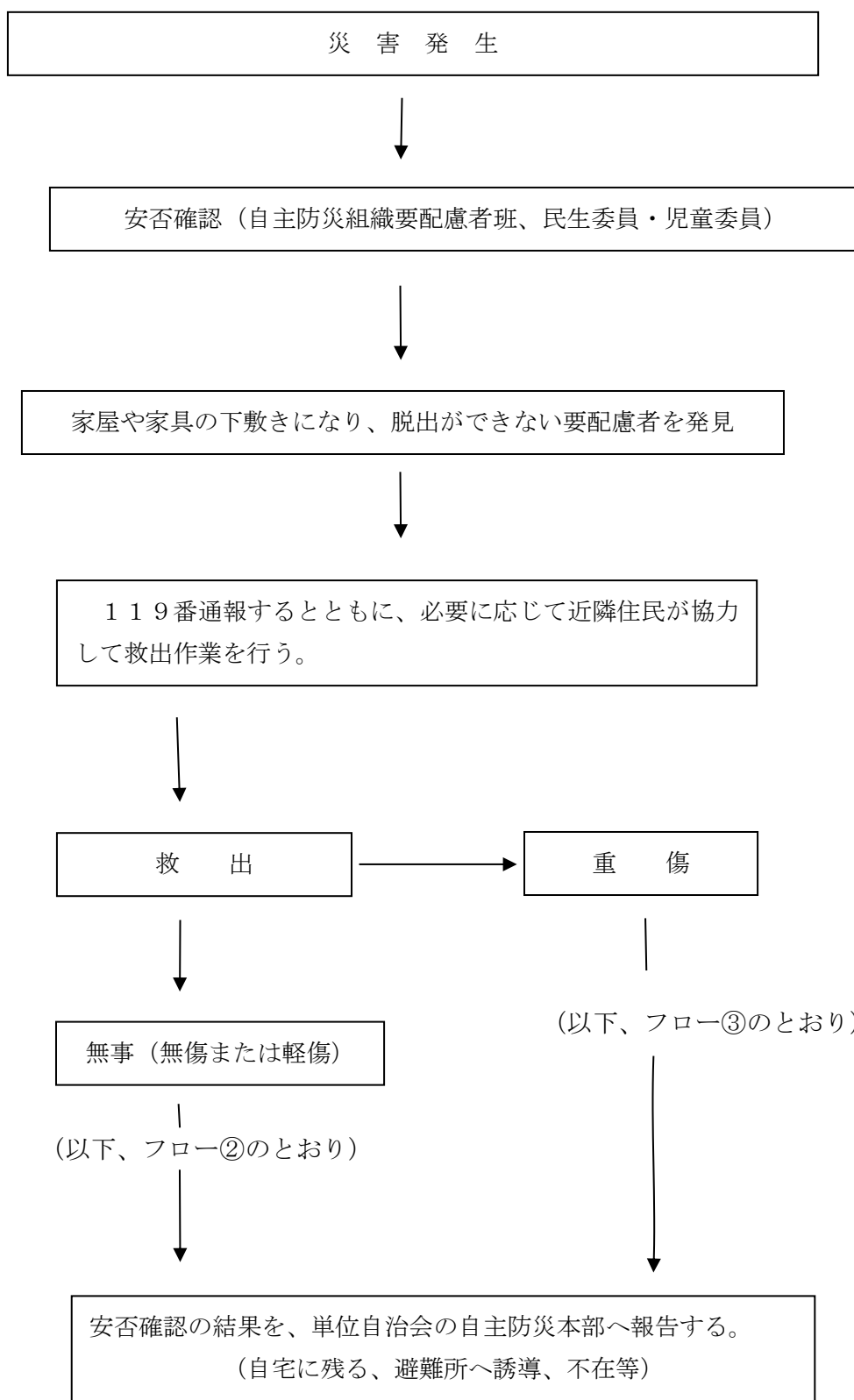


要配慮の在宅高齢者、障がい者等安否確認フロー③【重傷を負っている場合】



要配慮の在宅高齢者、障がい者等安否確認フロー④

【家屋等の下敷きになり脱出できない場合】



### 第3章 災害発生後の対応

広域避難所等における生活の長期化が予想される場合は、市災害対策本部の各部や広域避難所運営委員会、民間ボランティア等の関係機関と協議しながら、次により要配慮者の支援を行う。

#### 1 避難所における要配慮者への支援

市では、高齢者、障がい者、児童等の医療・メンタルケアを行う要配慮者支援班を組織し、避難所等を巡回し安定した避難生活が送れるよう、県保健福祉事務所等の関係機関とともに各種の福祉相談に応じ情報提供を行うなど、要配慮者の生活支援を行う。

広域避難所等での生活が困難な高齢者、障がい者等は、広域避難所運営委員会での協議の上、市の社会福祉施設へ収容するほか、常時介護を必要とする者や福祉施設での生活が困難な者は、災害時における要配慮者等の緊急受入れに関する基本協定を市と締結した民間福祉施設に収容する。

**※施設に収容するまでの流れ・手順（別紙7、8）41・42頁**

#### 2 在宅の要配慮者への支援

市では、被災した要配慮者の在宅生活を支えるため、要配慮者支援班を組織し、地域内を巡回し、高齢者、障がい者等の所在や生活状況を把握するとともに、各種の福祉相談に応じ情報提供を行い、関係機関や民間のサービス提供事業者等と連携し、継続的な保健福祉サービスの提供を行う。

**※巡回の体制・方法、情報の整理（別紙9）43頁**

在宅での生活が困難な高齢者、障がい者等は、広域避難所及び市の社会福祉施設へ収容するほか、常時介護を必要とする方や福祉施設での生活が困難な方は、災害時における要配慮者等の緊急受入れに関する基本協定を市と締結した民間福祉施設に収容する。

#### 3 仮設住宅の入居及び生活支援

避難所生活の長期化に伴い仮設住宅を設置する場合は、要配慮の高齢者、障がい者等については、入居手続きを優先して行う。

要配慮者が入居する仮設住宅は、冷暖房器具、洋式トイレ、入口の段差解消等、バリアフリーに配慮した仕様とする。

市では、自治会や民生委員・児童委員等とともに、仮設住宅に入居している要配慮の高齢者、障がい者等の生活状況の把握に努め、生活支援を継続的に行う。



#### 4 中長期的なメンタルケアの実施

市では、要配慮の高齢者、障がい者、児童のメンタルケアを受け持つ巡回相談を行い、各避難所及び被災地域を調査し、要配慮者の状況に応じたメンタルケア施策を実施する。

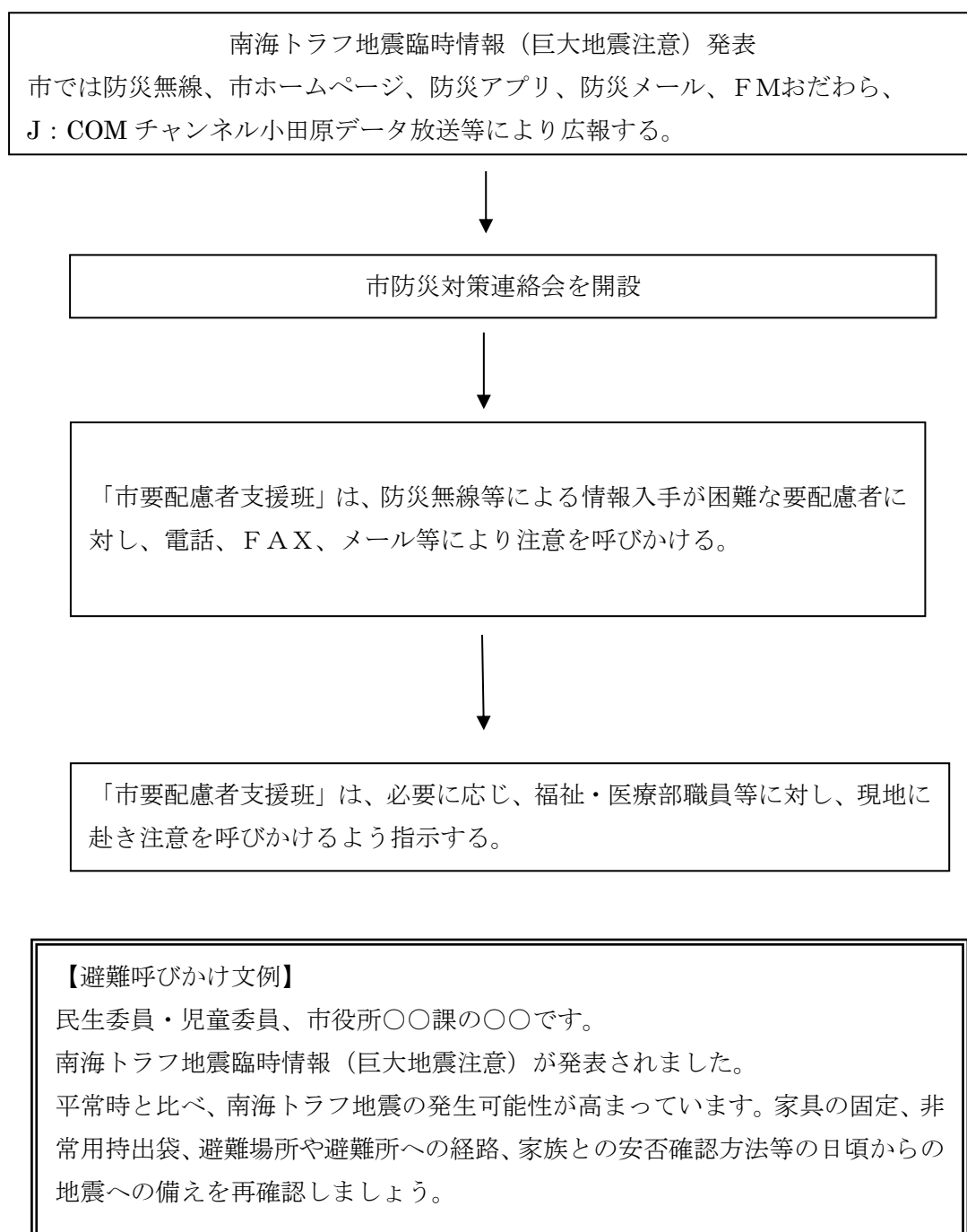
**※中長期的なメンタルケアの実施（別紙10）44頁**

## 第4章 予知型災害への対応

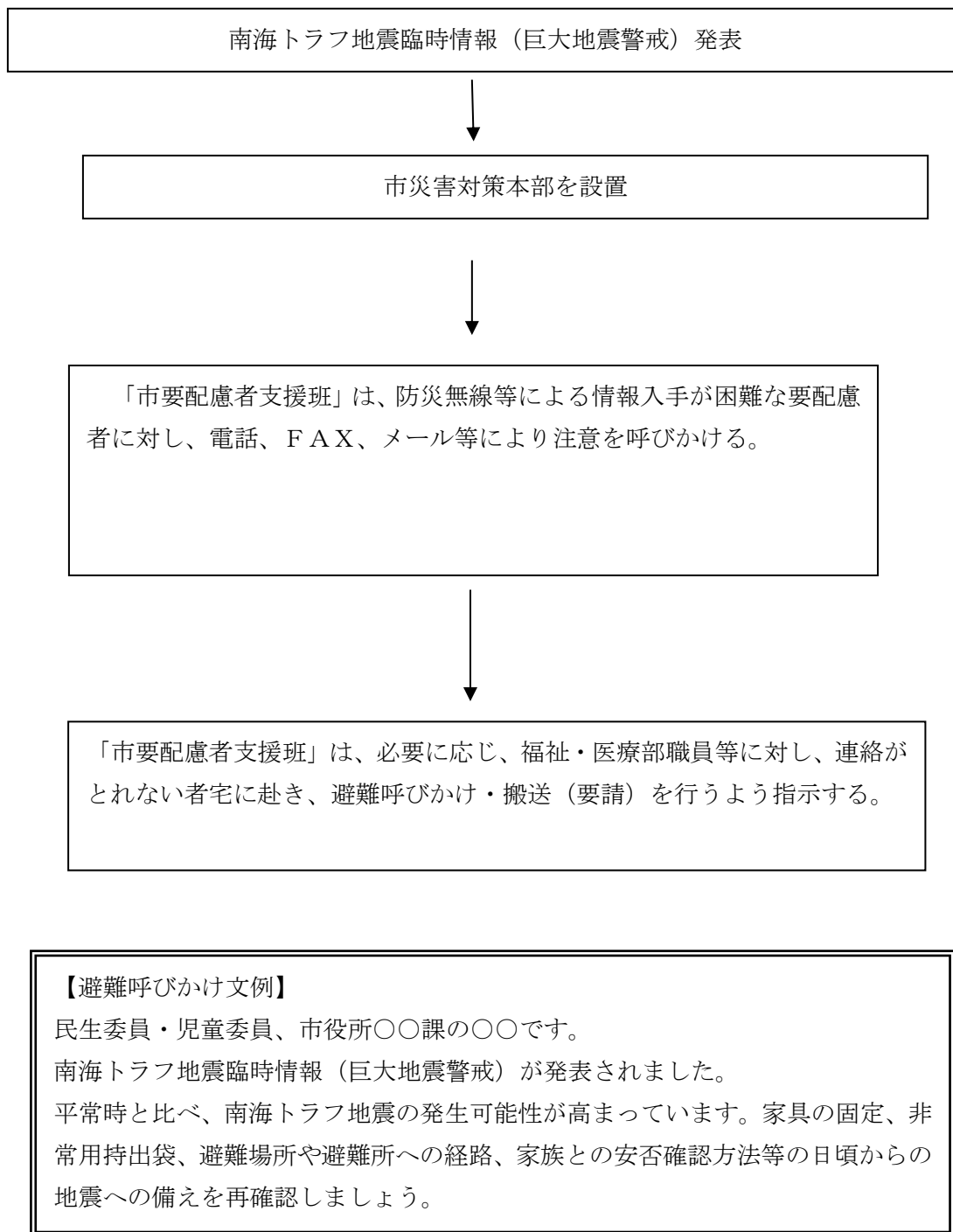
### 1 災害に備えた事前対策

第1章 突発型災害への対応と同じ。

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応



### 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応



#### 4 気象警報等により避難指示等が発令された場合の対応

##### 気象警報（津波、洪水、土砂災害等）により警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保発令

市では防災無線、市ホームページ、防災アプリ、防災メール、FMおだわら、J:COMチャンネル小田原データ放送等により広報する。

市災害対策本部を設置

「市要配慮者支援班」は、防災無線等による情報入手が困難な要配慮者に対し、電話、FAX、メール等により避難を呼びかける。また、民生委員・児童委員に対しても、自主防災組織と協力し、広域避難所等への避難に協力するよう依頼する。

「市要配慮者支援班」は、必要に応じ、福祉・医療部職員等に対し、連絡がとれない者宅に赴き、避難呼びかけ・搬送（要請）を行うよう指示する。

##### 【警戒レベル3高齢者等避難呼びかけ文例】

民生委員・児童委員、市役所〇〇課の〇〇です。  
〇〇地区に〇〇に関する警戒レベル3高齢者等避難が発令されました。  
〇〇〇が発生する恐れがありますので、避難に時間を要する方は〇〇避難所に避難してください。

##### 【警戒レベル4避難指示呼びかけ文例】

民生委員・児童委員、市役所〇〇課の〇〇です。  
〇〇〇に関する警戒レベル4避難指示が発令されました。  
〇〇〇が発生する恐れがありますので、〇〇避難所に避難してください。

##### 【警戒レベル5緊急安全確保呼びかけ文例】

民生委員・児童委員、市役所〇〇課の〇〇です。  
〇〇〇に関する警戒レベル5緊急安全確保が発令されました。  
〇〇〇が発生する恐れがありますので、ただちに安全を確保してください。

## 参考 避難の3類型と住民に求める行動

種類	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等の避難行動に時間を要する者は、避難場所等への避難行動を開始</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の避難行動を開始</li> </ul>
警戒レベル4 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての住民は決められた避難場所へ避難する。</li> </ul>
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了</li> <li>未だに避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

## 5 災害発生後の対応

### 第2編 要配慮者支援マニュアル

第2章 災害発生直後の対応 及び、第3章 災害発生後の対応 に同じ。

### 第3編 支援者と要配慮者等の災害時における留意点

大地震などの大災害が発生した時は、様々な場所で火災が発生したり、家屋等の倒壊により道路が寸断されたりするなどにより、消防や警察、市役所の救助活動が遅れる場合がある。そのような時に要配慮者にとって最も頼りになるのが家族であり、身近な地域にいる支援者である。

大災害が発生した場合、自主防災組織などの地域の支援者は、自治会長（防災本部長）や民生委員・児童委員が管理している「避難行動要支援者名簿」に記載されている方の安否確認や避難場所への避難誘導を行う。

そこで、災害時に要配慮者に対して迅速な支援活動が行えるよう、平常時から地域の支援者が要配慮者のことをよく理解し、支援に必要な情報を確認しておくことが大切である。

#### 第1章 支援者の方へ

##### 1 高齢者の方への支援について

- 高齢者世帯は、近所付き合いが希薄な方もいるので、情報が伝わらない場合があります。そのため、情報が正確に伝わっているのか再確認をします。
- 広域避難所などの情報を積極的に知らせます。
- コミュニケーションをとるためには、ジェスチャーや紙に大きく字を書くなどの方法も使います。
- 相手と目線を合わせて、短い文章でゆっくりと話します。
- 高齢者の方が閉じ込められたり、逃げ遅れたりすることがないように、声掛けなど安否確認をする体制を作ります。
- 広域避難所では、体調を崩しやすいため、保温、寝具、食事に配慮します。また、排泄の頻度が増えるため、トイレに近い場所に避難スペースを設けます。

##### 2 認知症の方への支援について

- 自尊心を傷つけるような言動には気をつけます。
- 説明は、ハッキリとゆっくりと話し、身振り、手振りを交えて、理解してくれるまで話します。
- 相手の話をよく聴き、間違っただけでも否定しないで、自尊心を尊重しながら、支援者としての意見を伝えます。
- 同じことを何度も尋ねられても、丁寧に説明します。
- 突然行動を起こすこともあるので、目を離さないようにします。
- 衣類に住所、氏名、連絡先を記入しておきます。

### 3 目の不自由な方への支援について

- 情報は耳からとなるため、緊急時には情報の受け取りや理解が難しくなります。
- 話し掛ける時は、初めに名乗ってから声を掛けます。
- 現在の状況と、これからの行動について説明します。
- 介助する時は、杖を持った手は持たず、相手より半歩程前に出て、相手の歩くスピードに合わせて歩きます。
- 室内においてはストーブやコンロなどの火気を確認し、周囲の状況を伝えます。
- 外出している時に地震が発生したら、周りの状況を伝え、安全なところへ誘導します。
- 介助の仕方には個人差があるので、本人にどのようにして欲しいのか確認します。

### 4 耳の不自由な方への支援について

- 聞こえないという状態はとても不安なため、正確な情報を伝えます。
- 手話ができなくても様々な工夫で情報を伝えることができます。そこで、どのような方法でコミュニケーションを取ればよいのか本人に確認します。
- 口の動きで分かる人もいるので、話す時は口を大きく動かして話します。
- 筆談も有効であるため、文字や絵を使いながらゆっくり説明します。
- 自治会長（防災本部長）、民生委員・児童委員、あるいは広域避難所などから様々な情報を入手することができます。情報を文字にして伝えるようにします。
- 手話ができる人がいたら協力を依頼します。

### 5 身体の不自由な方への支援について

- 肢体に障がいのある人は、障がいの部位や程度によって支援の仕方が異なります。そのため、どのようなことをして欲しいのか確認します。
- 車椅子には手動式と電動式のものがあり、自分で操作できる人と介助者がいなければ動かさない人がいます。また、車椅子に乗る時と降りる時は必ずブレーキを掛けるなどの安全確認が必要です。
- 車椅子は通れるかなどの、通路の安全を確保します。
- 車椅子を押す時は、乗っている人はスピード感を強く感じるなので、左右をよく確認し、ゆっくり押します。

### 6 知的障がいのある方への支援について

- 災害を予測することが不得手なため、「大丈夫ですよ」と、優しい言葉と落ち着いた態度で話し掛けます。
- ひとりで理解することや判断することが困難なため、一度にたくさんのことは伝えずに、一つずつ丁寧に伝えます。

- 言葉では理解できないこともあり、大きな声は恐怖感を与えます。誘導する時は先に声を掛け、優しく手を引くなどすると心の準備ができて安心します。
- 突然の状況変化に適応できなかつたり、大勢の知らない人たちと生活を共にすることが難しかったりする場合があります。このような時は、家族や支援者と早めに相談します。
- パニックを起したら周りの危険物を片付け、刺激しないようにして落ち着くまで静かに待ちます。

## 7 内部障がいを持つ方への支援について

- 抱えている障がいが外見からは分かり難いこと、専門の医療が必要なこと、特に薬の継続的な服用が必要であることを理解します。
- 自分からは言い出し難かったり、忘れてしまったりすることもあり得るので、「薬はのみましたか?」「食事の内容や制限は大丈夫ですか?」と確認します。
- 行政機関や医療機関への連絡を手伝い、内部障がいに対応できる施設や病院などの情報を伝えます。
- 避難場所において、近くに洗面所があるかを配慮するとともに、器具を消毒したり、交換したりできるスペースを確保します。

## 8 精神障がいのある方への支援について

- 環境の変化が苦手です。緊張したり、些細な言葉で動揺したりする傾向がありますので、包容力を持って対応します。
- 不安を取り除くように、ゆっくりと落ち着いた声で話し掛けます。
- 内容の正否に関わらず、ゆっくり耳を傾けます。
- 突然、興奮したり、不安感や緊張感が高まったりしますが、時間が経てば状況も変わりますので、静かに見守ります。
- 慣れない避難所生活では、身体ばかりでなく、精神の病状も悪化しやすくなります。毎日服用している薬は必ず忘れずに飲むよう、声掛けをします。
- 災害の影響で情緒が不安定な状態になったら、できるだけ落ち着かせて、危険のないように避難所へ向かいます。

## 9 乳幼児への支援について

- 恐怖や不安、緊張が増し、そのために泣き止まなかつたり、大人から離れられなかつたりなどの行動が予想されます。傍で大人が見守り、静かに声を掛けることで不安が軽減します。
- 長時間じっとしていたり、声を出さないでいたりすることは困難です。気分転換が図れる働き掛けや、動けるスペース、飴やお菓子、軽食などで落ち着きます。
- アレルギーを持つ子どもがいます。食事を与える時には確認が必要です。



- 年齢の低い子どもは、特に食事、排泄、睡眠への配慮が必要です。
- 環境の変化に対応するのが苦手な子どもはパニックを起こし、大きな声を出し続けたり、動き回ったり、自傷行為を起こしたりするなどの特性を持った子どもがいます。落ち着くまでに時間が掛かる場合がありますので、静かに見守ります。

## 10 妊婦への支援について

- 妊娠の初期は周囲から見ても妊婦であることがわかりづらく、災害による緊張等であつわり症状が悪化する場合があります。腹部が目立たなくても、配慮が必要です。
- つわりに伴い、決まった時間に食事が食べられないことがあります。そのため常時何か食べられる環境や、つわりによる吐き気や嘔吐などに周囲を気にせず対応できる洋式トイレなどの環境づくりが必要です。
- 長時間同じ姿勢や冷えることで、体調が悪化する恐れがあります。そのため妊婦を一人にせず、楽な姿勢が取れる環境づくりが必要です。

## 第2章 要配慮者とその家族の方へ

### 1 日頃の備えについて

- 日頃から自分自身や家族を守る意識を高め、十分な準備をしておきます。
- 避難場所までの避難経路や連絡方法等を日頃から家族と話し合い、家族全員の安否確認の方法や連絡先を決めておきます。
- 地域の防災訓練に積極的に参加して、ご自身のことを知ってもらいましょう。
- 家具類の転倒防止、照明器具の落下防止用のための固定金具の取り付けを行います。
- 足を傷つけないために、あらかじめ靴の用意やガラスの飛散防止のための透明フィルムを張るなどの備えをします。
- 食料や水を備蓄することで、救助が整うための最低3日間は自力で生活できるように準備をしておきます。
- 非常持出品を用意し、ひとまとめにして取り出しやすいところに保管しておきます。なお、非常持出品の中には、かかりつけ医療機関や主治医の連絡先、日頃服用している薬を明記したメモなどを準備しておきます。(救急要請カードがある方は、そちらを一緒に持ち出します。)
- 災害時に身元が分かるように、運転免許証、障がい者手帳、母子健康手帳などの身分証を携帯します。
- 津波発生時には緊急的な避難が必要であることから、予め避難を支援してくれる人や避難手段を確保するとともに、避難場所や避難経路について確認しておきます。

### 2 災害時の行動と準備について

#### (1) 高齢者の方

- 災害についての話し合いには、なるべく本人が加わるようにします。
- 高齢者の寝室には、家具はなるべく置かず、大きな物が落ちてこないように工夫します。
- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために必要な物を身につけるようにします。
- かかりつけ医と避難方法や緊急時の対応について相談しておきます。
- 避難場所までの経路を確認しておきます。
- 外出している時に災害にあったら、周囲の人に声を掛け、周りの状況を教えてもらい、安全な場所へ誘導を頼みます。

## (2) 目の不自由な方

- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために必要な物を身につけるようにします。
- 白杖や点字用品などは常に身近なところに置く習慣をつけましょう。
- 地震の揺れがおさまったら、ストーブやコンロなどの火気を家族や近所の人に確認してもらいます。
- 落下物やガラス片でケガをしないよう、周りの状況を教えてもらいます。
- 停電した場合、暗順応に問題のある人は、一度深呼吸をして気持ちを落ち着けてから行動します。
- 外出していたら周囲の人に声を掛け、周りの状況を教えてもらい、安全な場所に誘導してもらいます。

## (3) 耳の不自由な方

- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり安全を確保したりするために必要な物を身につけるようにします。
- ひとり暮らしの方は、隣近所の人から災害の状況や周囲の様子、避難が必要なことなどを紙に書いて伝えてもらいます。
- 家具の転倒防止など、災害に備えて室内の安全確保策を講じておきます。
- 外見からは聴覚に障がいがあることは分かり難いので、避難所などでは進んで申し出ます。
- 地震の揺れがおさまったら、家族や近所の人に地震の状況や周りの様子などを教えてもらいます。
- 外出していたら、周囲の人に筆談などで周りの状況を教えてもらい、安全な場所への誘導を依頼します。

## (4) 身体の不自由な方

- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり安全を確認したりするために必要な物を身につけるようにします。
- 車椅子を使用している人は、車椅子の停止時にはできるだけブレーキを掛けるようにします。
- 車椅子の方は、防災訓練に参加し、実際に車椅子が通れるのか、トイレが使えるのかを確認します。
- 利用施設や支援者などとの緊急連絡の方法を話し合っておきます。
- 杖や歩行器などを使用している人は、常に身近なところに置いて、破損しないようにしておきます。

#### (5) 知的障がいのある方

- ご家族の方は、実際に避難する場所に連れて行き、その場所を覚えたり、防災訓練などを利用して地震の揺れや煙を体験したりしておきます。
- 自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために必要な物を身につけるようにします。
- 同じ地域に住む障がい者の家族や支援者の方と日頃から交流を持ち、情報交換に努めます。
- 薬を飲んでいる場合は、薬の種類や飲み方を書いたコピーを非常時持ち出し袋に入れておきます。
- ひとりで外出中に災害にあった時に備え、避難の際に家族や付き添い者と離れてしまった時の待ち合わせ場所や対処方法を決めておきます。

#### (6) 難病患者・内部障がいを持つ方

- 内部障がいを持つ方は、外からは分かり難く、障がい別に必要な物などが違います。地震等の緊急時の対応については、あらかじめ医療機関と相談しておきます。
- 障がいによっては医療的なケアが必要なものがあります。常時使用するもので保存できるものについては、かかりつけ医と相談の上で、5～7日分の用意をしておきます。
- 日頃から服用している薬について理解し、処方箋や予備の薬があれば財布やバッグ等に入れて持ち歩きます。
- 人工呼吸器、吸引器、人工透析など医療機器を使用している方は、常に器具を点検しておき、避難場所等では速やかに申し出ます。
- 慌てて無理な行動をとることは、心肺への負担が大きく、病状の悪化する恐れがありますので注意します。

#### (7) 精神障がいのある方

- 防災のための住民の自主的な活動に参加しましょう。ひとりで参加するのが不安な方は、信頼できる仲間や通所先の職員などに相談しておきます。
- 自分の病気のことや服用薬について、かかりつけ医や家族とよく相談しておきます。
- 日頃から服用している薬の処方箋や、薬局の投薬説明書を非常時の持ち出し袋に入れておきます。
- 慣れない避難所生活では、身体ばかりでなく、病状も悪化しやすくなるので、毎日服用している薬は必ず忘れずに飲みます。
- 日頃通っている学校や施設等に災害時の避難場所や緊急連絡方法を伝えておきます。

#### (8) 妊産婦の方

- 母子健康手帳、保険証、診察券は常に持ち歩くとともに、自宅にいても直ぐに持ち出せるようにしておきます。
- 家族などに防災訓練に参加してもらい、妊産婦がいる場合の避難方法などを確認してもらいます。
- 腹部を守るとともに、落下物など、頭部の安全確保を図ります。また、力を入れることが難しいので、柱などにつかまります。
- 環境の変化により情緒が不安定になる場合があるので、直ぐに家族や保健師、主治医などに相談します。
- 病気に対する抵抗力が弱いので、多くの人が生活する避難所では衛生面に気をつけ、身体を温めたり、風邪やインフルエンザなどにかからないように感染予防をします。
- 具合が悪い場合は、近くの人に早めに申し出て、支援要請に協力してもらいます。

#### (9) 乳幼児がいる方

- 子どもの成長の状態や予防接種歴、病歴を把握するための母子健康手帳、保険証、診察券は、常に持ち歩くとともに、自宅にいても直ぐに持ち出せるようにしておきます。
- アレルギーや持病を持っている場合は、かかりつけ医と薬や食べ物について話し合っておきます。
- 子どもを連れて避難する場合は、非常持出品をどの程度持つことができるかを確認しておきます。

災害時における要配慮者等の緊急受入れに関する基本協定（締結先法人）

No	設置主体	法人名	郵便番号	住所	連絡先
1	特定非営利活動法人	アール・ド・ヴィーヴル	250-0055	小田原市久野 403-17	0465-25-4534
2	社会福祉法人	永耕会	250-0203	小田原市曾我岸 148	0465-42-2268
3	社会福祉法人	小田原支援センター	250-0003	小田原市東町 4-11-2	0465-30-1560
4	特定非営利活動法人	おだわら虹の会	250-0874	小田原市鴨宮 328	0465-48-8269
5	社会福祉法人	小田原福祉会	250-0053	小田原市穴部 377	0465-34-6001
6	神奈川県	小田原養護学校	250-0865	小田原市蓮正寺 1021	0465-37-2755
7	社会福祉法人	風祭の森	250-0032	小田原市風祭 563	0465-24-6561
8	社会福祉法人	湖成会	250-0055	小田原市久野 498-1	0465-46-7188
9	社会福祉法人	祥風会	250-0852	小田原市栢山 3565	0465-39-2231
10	社会福祉法人	積善会	250-0207	小田原市曾我光海 2-1	0465-42-1635
11	社会福祉法人	長寿会	250-0031	小田原市入生田 475	0465-24-0002
12	社会福祉法人	東洋会	256-0806	小田原市小船 213-1	0465-44-1100
13	社会福祉法人	宝安寺社会事業部	250-0004	小田原市浜町 1-4-38	0465-22-7667
14	社会福祉法人	明星会	250-0052	小田原市府川 752-5	0465-32-7740
15	社会福祉法人	よるべ会	256-0801	小田原市沼代 865-1	0465-43-1147

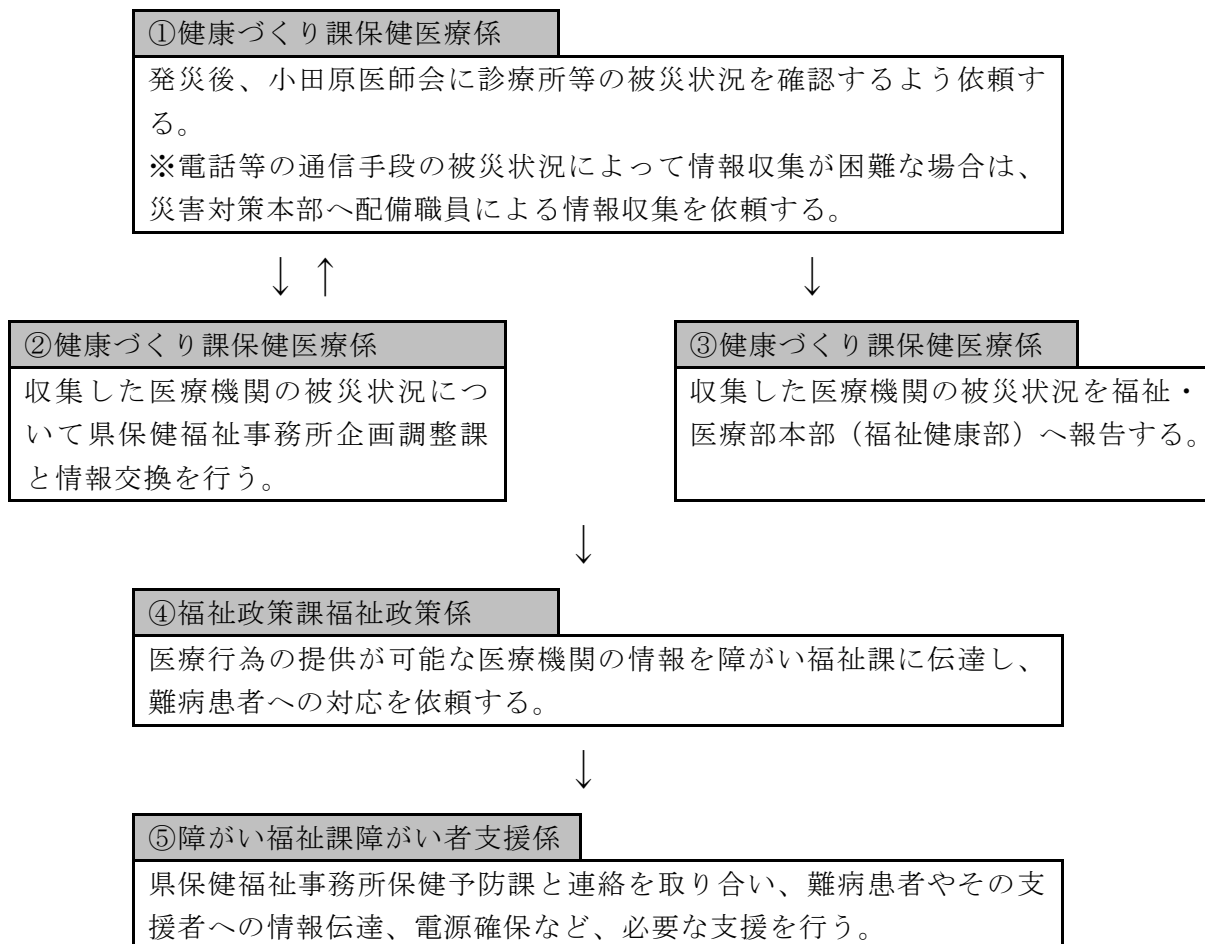
50 音順

第2編

第2章

2 難病患者への支援

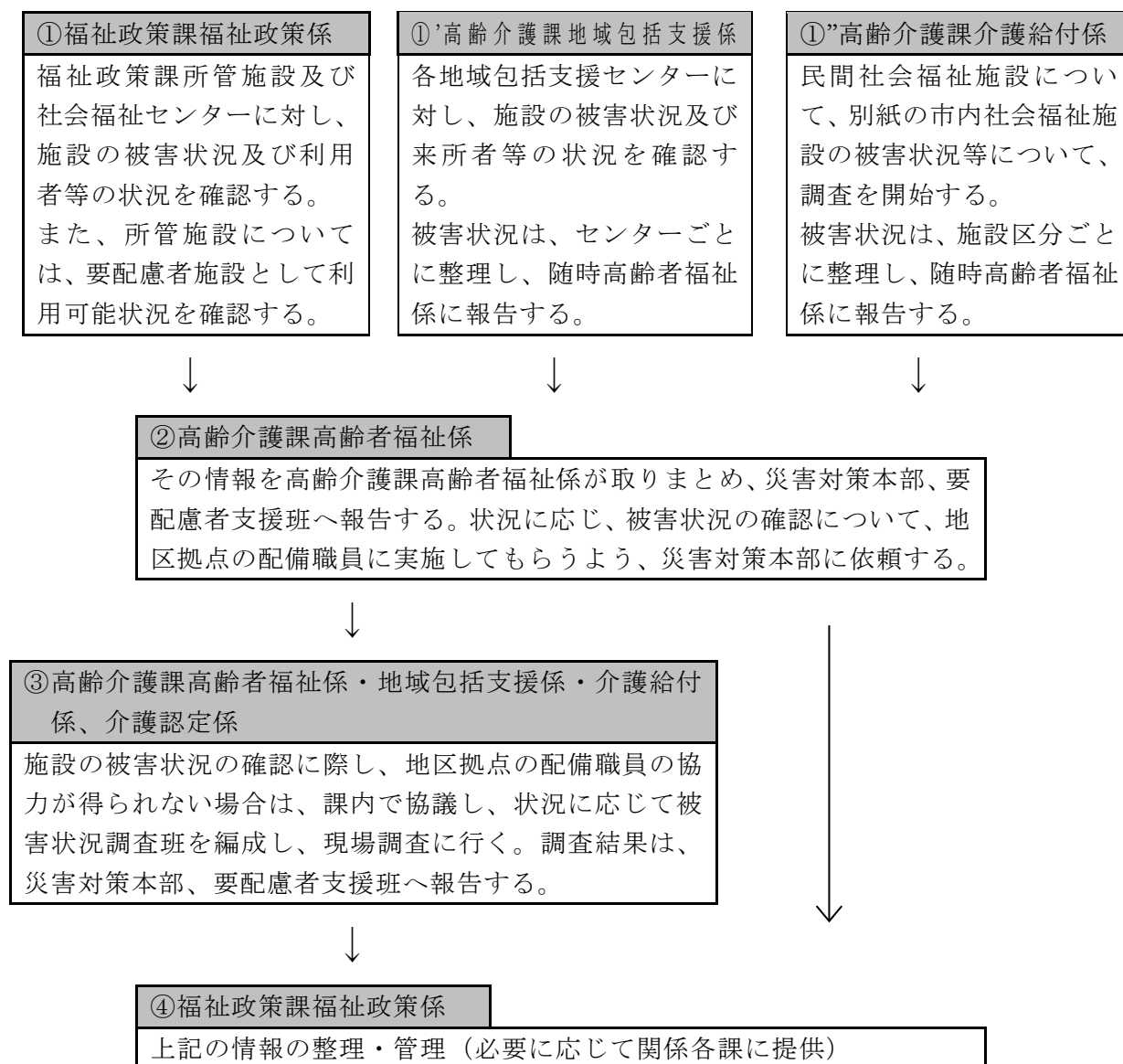
「県・医療機関との協力体制」



第2編

第2章

3 施設入所者及び災害発生時に施設内にいた通所者等の安否確認  
「施設、利用者の状況確認の方法、手順」

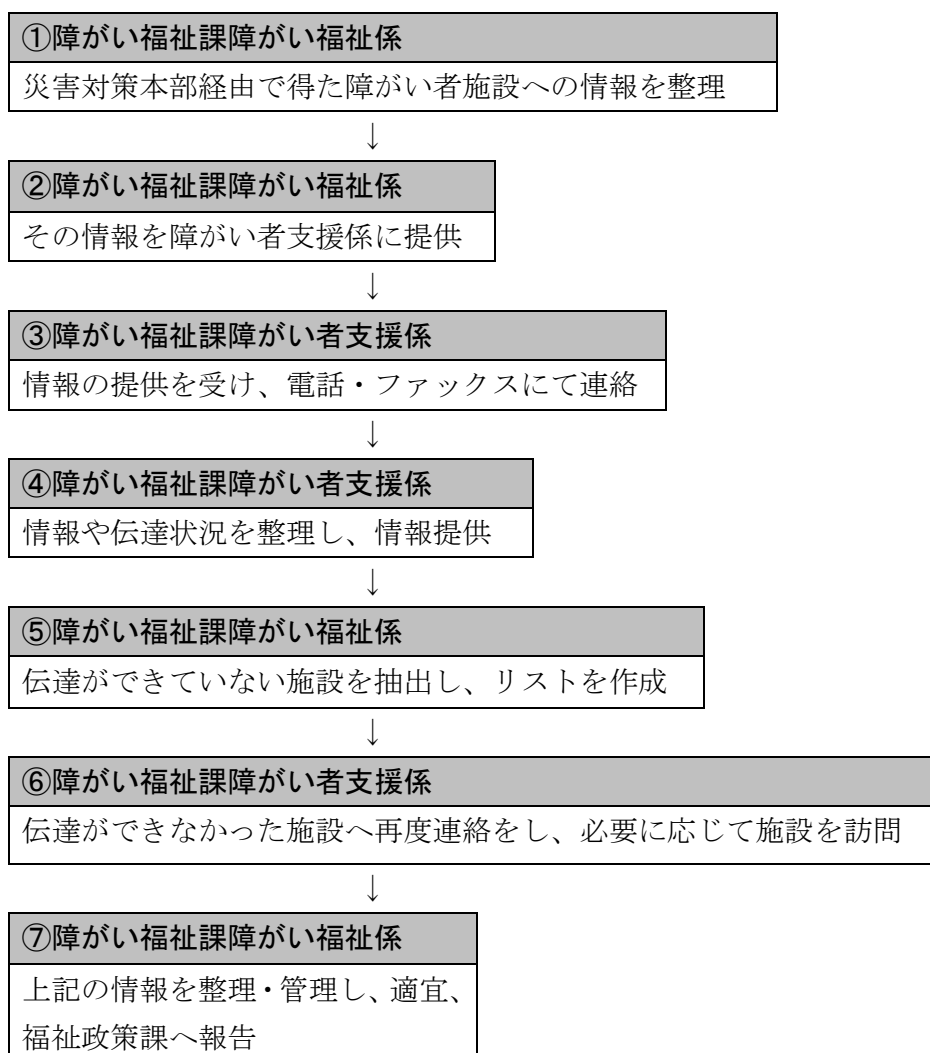




第2編

第2章

3 施設入所者及び災害発生時に施設内にいた通所者等の安否確認  
「施設、利用者の状況確認の方法、手順」



第2編

第2章

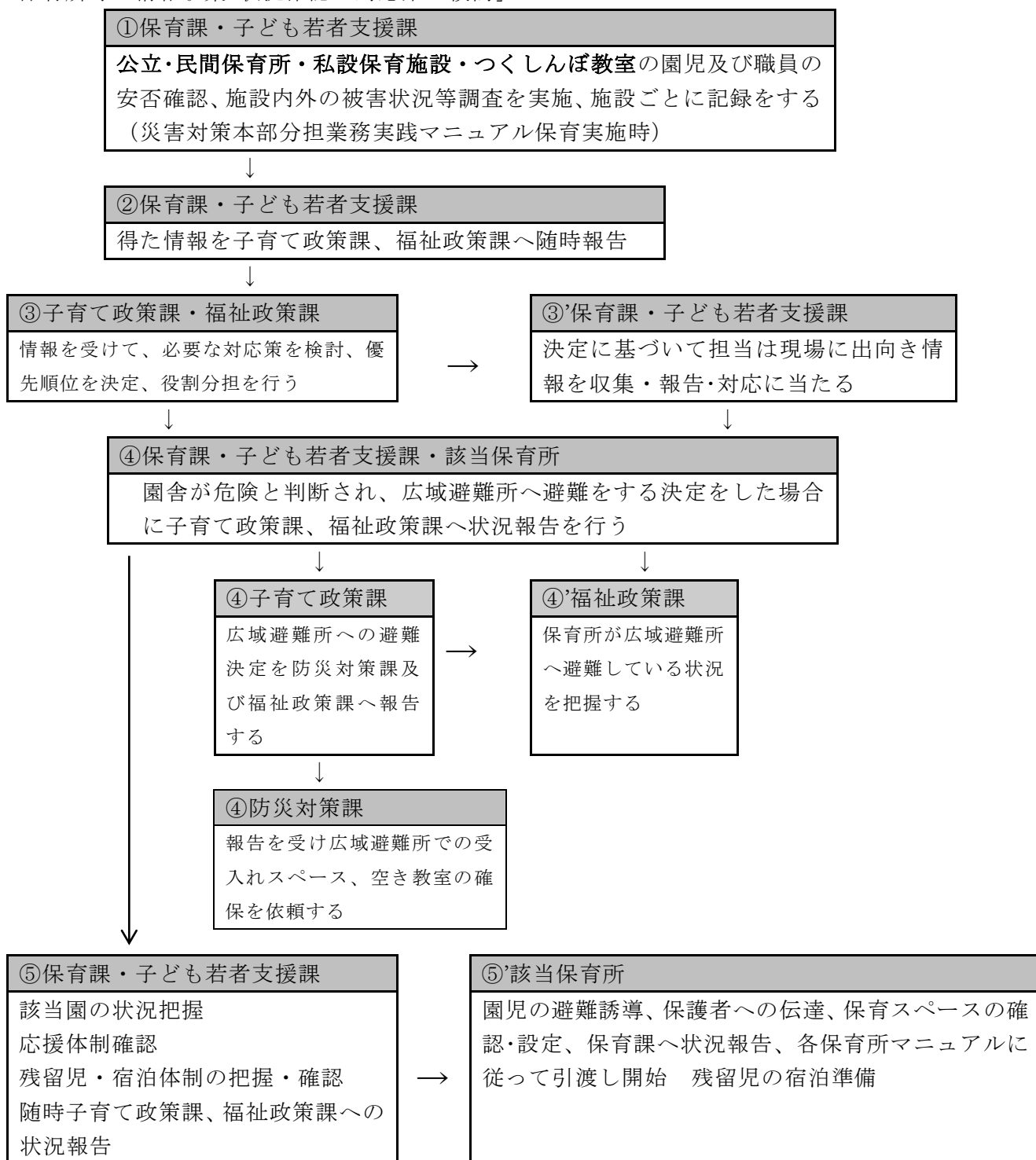
3 施設入所者及び災害発生時に施設内にいた通所者等の安否確認

「施設、利用者の状況確認の方法、手順」<保育所・私設保育施設・つくしんぼ教室>

4 避難所における応急活動

「保育所から避難させた乳幼児の引渡し」<保育所・私設保育施設・つくしんぼ教室>

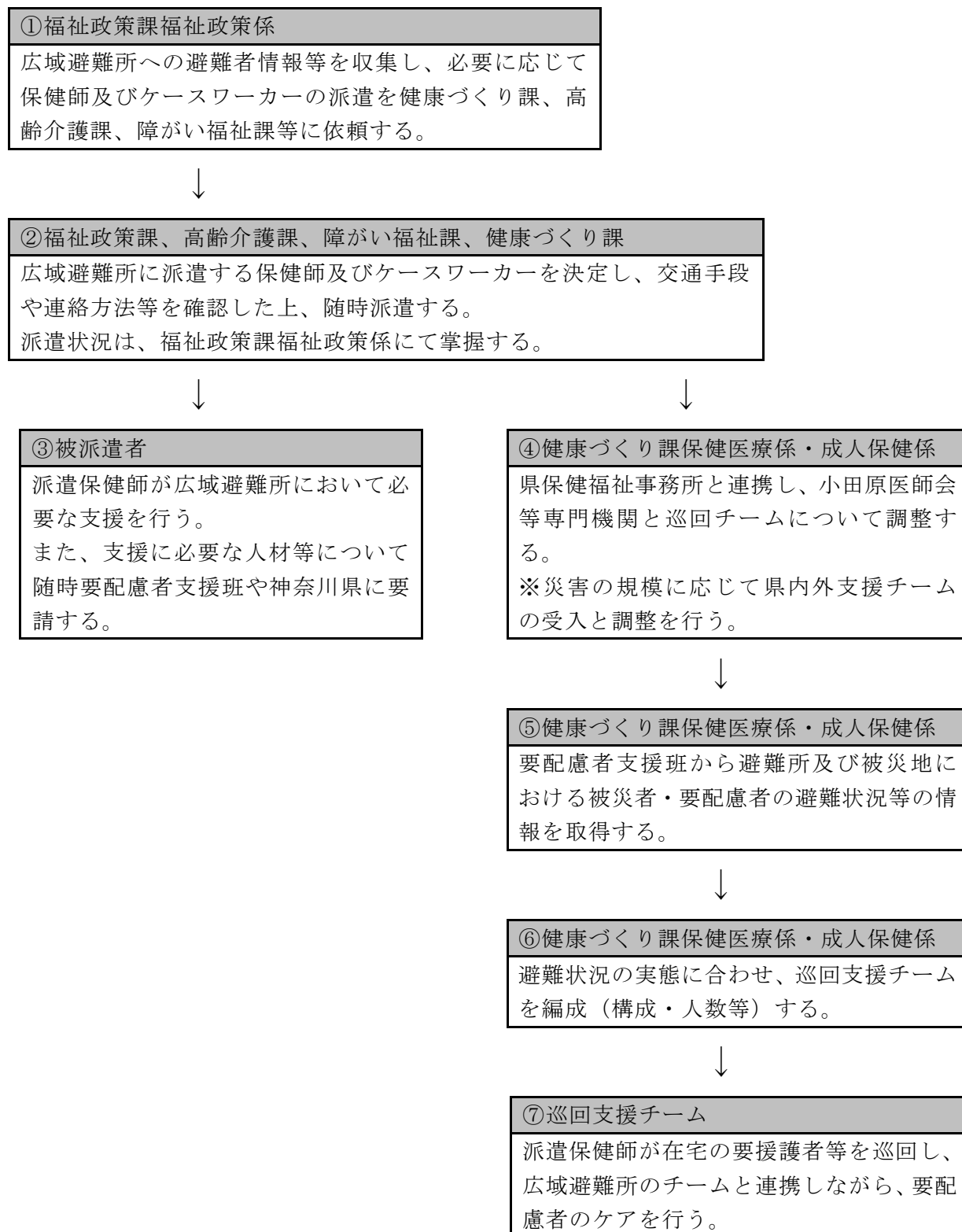
「保育所等の情報収集・状況確認・対応策の検討」



第2編

第2章

5 避難所や在宅の要援護者に対する医療支援活動  
「医療支援活動」

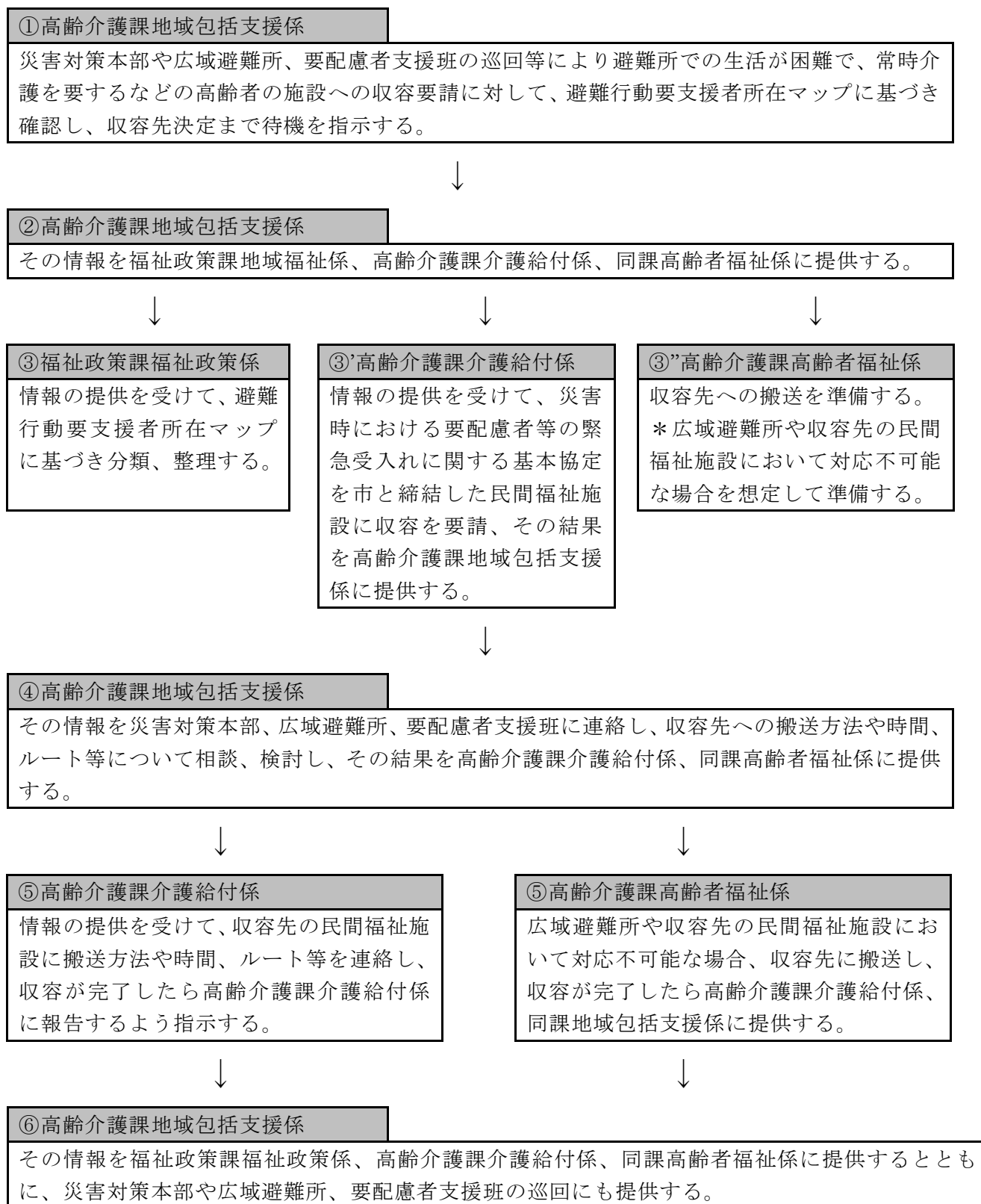


第2編

第3章

1 避難所における要配慮者への支援

「施設に収容するまでの流れ・手順」

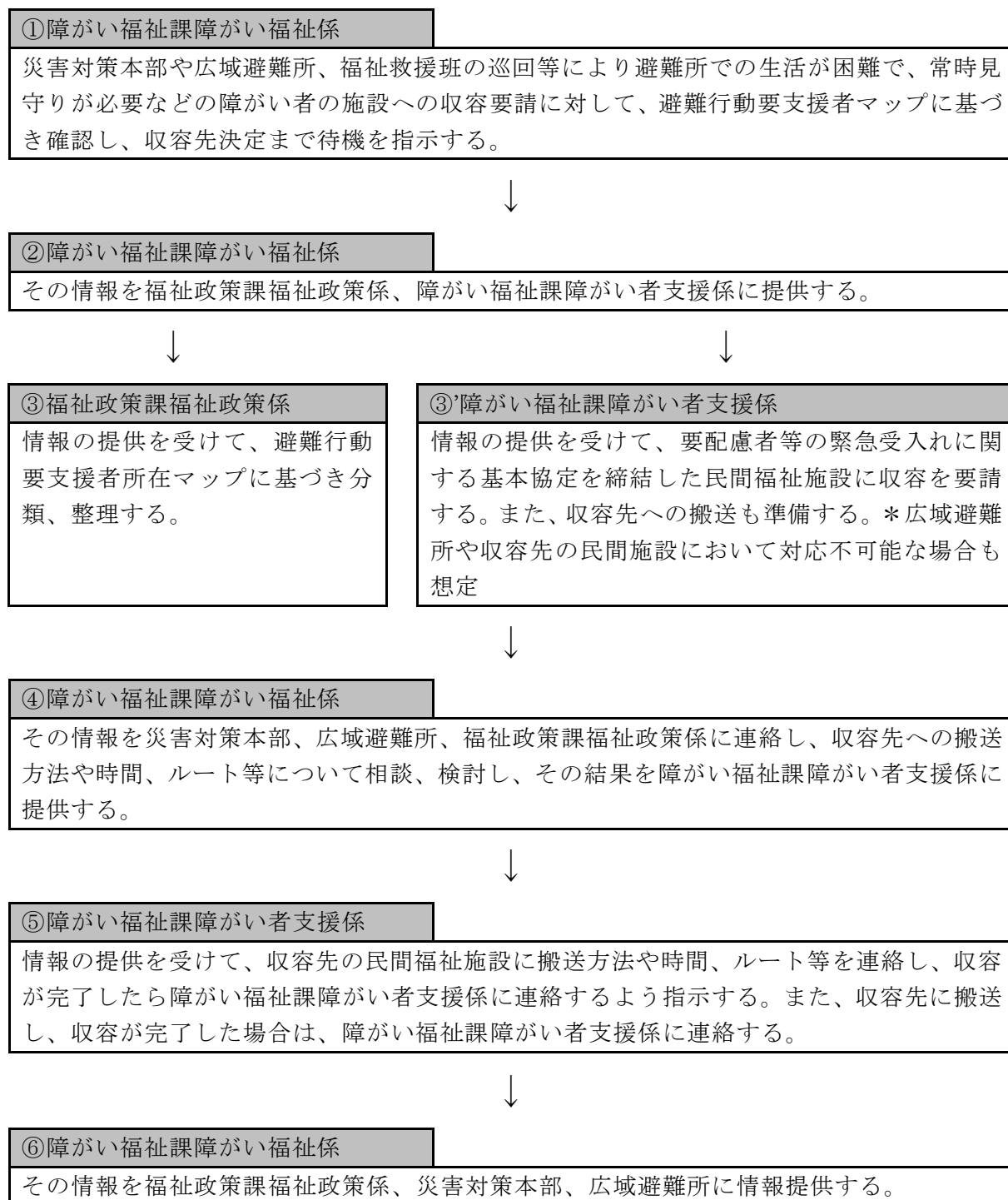


第2編

第3章

1 避難所における要配慮者への支援

「施設に収容するまでの流れ・手順」

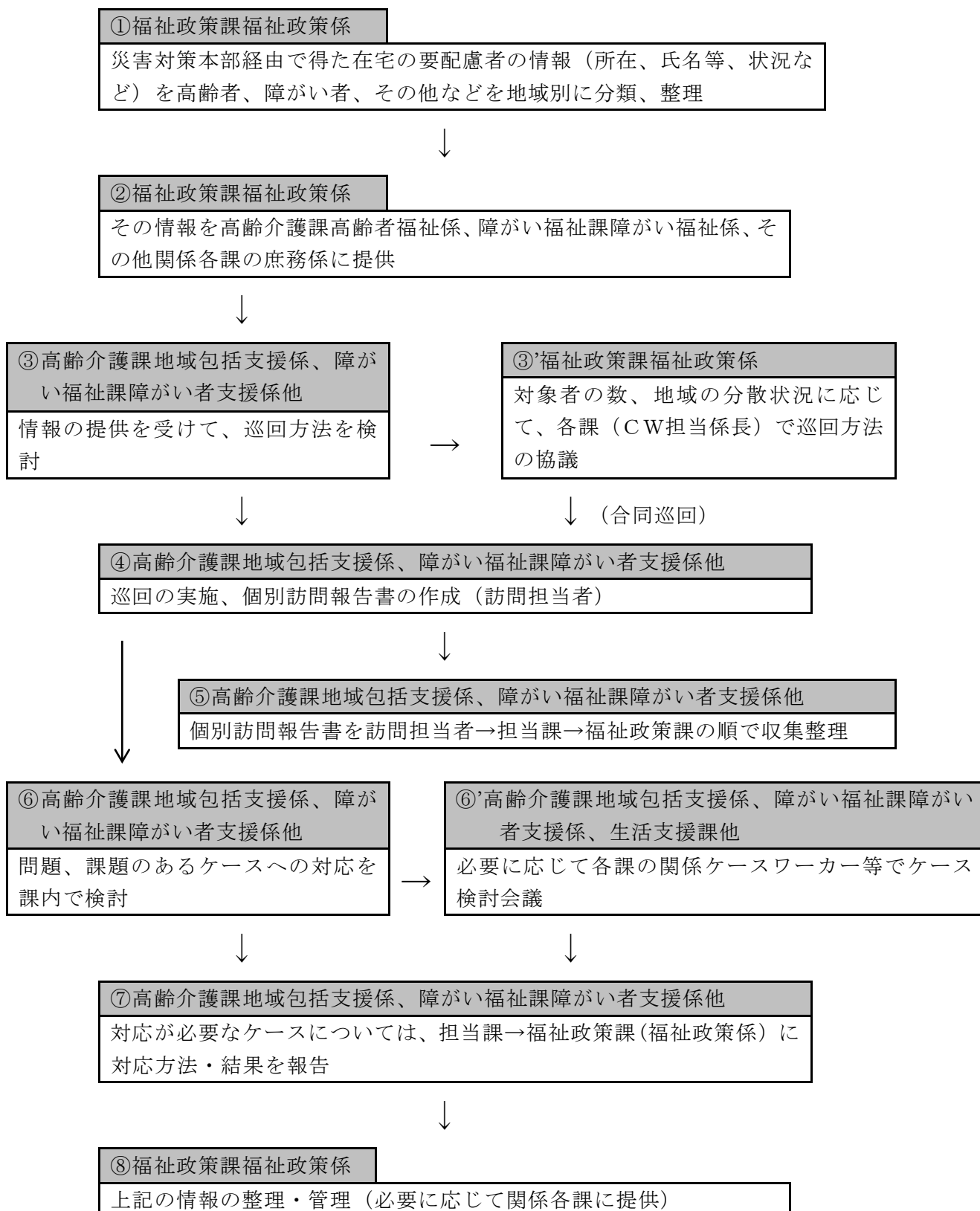


第2編

第3章

2 在宅の要配慮者への支援

「巡回の体制・方法、情報の整理」

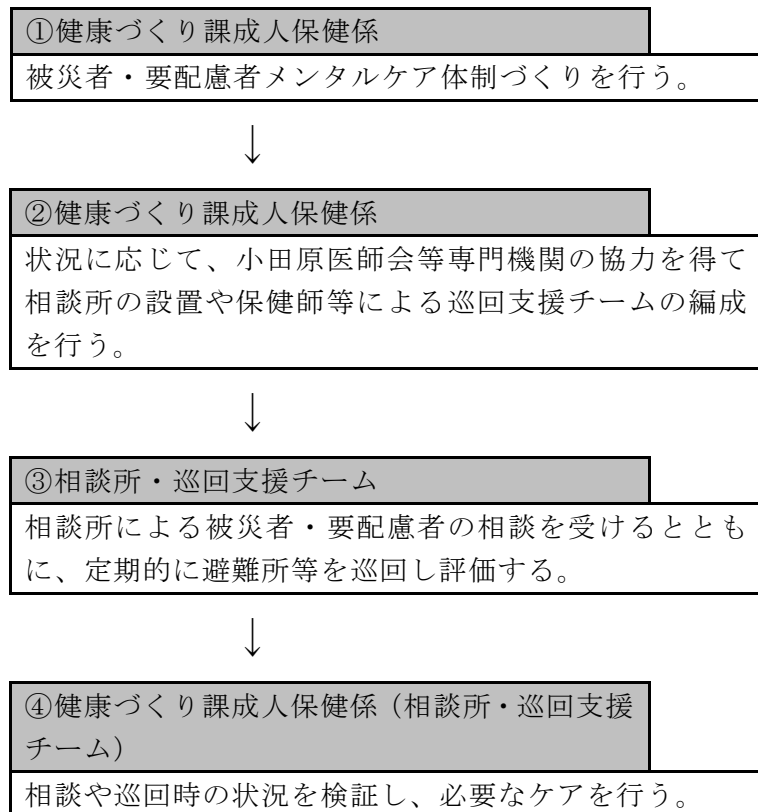


第2編

第3章

4 中長期的なメンタルケアの実施

「中長期的なメンタルケアの実施」







## 資料編

### 小田原市地域防災計画（抜粋）

#### 第1編 地震災害対策

#### 第3章 災害時応急活動事前対策の充実

#### 第6節 要配慮者に対する対策

近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者の犠牲者が多くなっています。要配慮者の被害を最小限にとどめるため、市は、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めます。

市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、搬送等について、「小田原市要配慮者支援マニュアル」に基づき、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

#### 第1 避難誘導及び生活支援体制の整備

##### 1 避難行動要支援者名簿等の作成

ア 市は、災害時において、一人暮らしや寝たきり高齢者、障がい者等自ら避難することが困難で支援を必要とする者の所在・状況を把握し、救出及び避難誘導、安否確認を行うため、避難行動要支援者名簿及び所在マップを民生委員・児童委員の協力のもとに地区別に作成します。

イ 名簿及び所在マップは、次に掲げる避難行動要支援者を明示します。

高齢者	一人暮らし・寝たきり・認知症・虚弱
障がい者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者
その他	必要と認める者

ウ 名簿及び所在マップは名簿情報について避難行動要支援者の同意を得ることによりプライバシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します。なお、所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力のもとに定期的に行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めます。

エ 名簿及び所在マップ情報の漏えい防止のために、必要以上の複製の禁止や保管方法の指定、使用後の廃棄・返却等の必要な措置を講ずるよう求め、また、その他当該情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために名簿情報の避難支援等以外の目的による使用の禁止等の必要な措置を講ずるよう努めます。

## 2 個別避難計画の作成

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努めます。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を検討します。なお、個別避難計画の作成に際しては、必要に応じて県から財政面、技術面の支援を受けます。

## 3 緊急通報システム等の整備

市は、一人暮らし高齢者及び単身の障がい者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を推進するとともに、在宅者の安全性を高めます。

## 4 生活支援

ア 市は、避難所において要配慮者等が安心して生活ができるよう支援体制の整備に努めます。

イ 市は、要配慮者が必要な生活支援が受けられる等安心した生活ができる体制を整備した避難所の指定に努めます。

ウ 市は、要配慮者の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、施設管理者との災害時の協定締結に努めます。

エ 重度障がい者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者及び福祉施設に収容が困難になった者については、民間特別養護老人ホーム等の福祉施設の協力により収容します。

## 5 医療体制の整備

人工透析患者等の内部障がい者・内臓疾患患者等の治療を行う体制の確保等について、県は、災害時における支援体制の整備に努めます。

また、妊産婦及び新生児については、保健上配慮を要するため、医療機関等と連携し、広域避難所等における適切な対応に努めます。

## 6 防災知識の普及・啓発

災害時における要配慮者の避難誘導及び安否確認については、近隣住民の協力が不可欠であることから、県、市及び市社会福祉協議会は、市民に対し、パンフレット等を配布するとともに、特に要配慮者及びその家族に対しては、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の普及・啓発に努めます。

# 第2 社会福祉施設対策

---

## 1 防災設備等の整備

市は、避難所の指定にあたっては、高齢者、障がい者等が必要な生活支援が受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した避難所（福祉避難所）の指定に努め、社会福祉施設の管理者に対して危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報の提供に努めます。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断及び必要に応じて耐震補強工事を実施するとともに、電気、水道等の供給停止に備えて施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄に努め、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行います。

さらに、要配慮者は避難に時間を要することから、災害に関する情報が特に事前に周知されることが重要です。そのため防災行政無線等の情報伝達手段を利用した情報提供を行います。

また、停電時に備え、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用発電機等の整備に努めます。

## **2 社会福祉施設への収容**

要配慮者における自力避難困難者に対する避難誘導、輸送等については、自主防災組織、近隣居住者等による協力体制を整えます。

特に、広域避難所での対応が困難となった要配慮者については、市の福祉施設に家族単位で収容できるよう、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と事前に協議します。

また、重度障がい者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者及び市の福祉施設に収容が困難になった者については、民間特別養護老人ホーム等の福祉施設の協力により収容し、市は、その収容に関し必要な支援を行います。

## **3 組織体制の整備**

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておきます。

特に、夜間における通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難であること等、悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保します。

また、施設の管理者は、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行います。

## **4 緊急連絡体制の整備**

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、市の指導のもとに緊急連絡体制を整えます。

## **5 防災教育・防災訓練の充実**

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施します。

また、施設職員や入所者が、災害等の切迫した危機的状況下でも適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施します。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努めます。この場合、職員の非常参集体制を併せて整備します。

## 6 避難確保計画の作成

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた洪水予報河川または水位周知河川の浸水想定区域、相模灘沿岸の高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域内及び津波災害警戒区域内の避難促進施設である施設等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市へ提出するとともに、それぞれの災害の発生を想定した避難訓練を実施し市に報告します。

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施します。

## 第3 外国人対策

---

日本語の理解が十分でなかったり、日本の生活習慣に慣れていないため災害時の行動に不安のある外国人（日本語以外の言語を母語とする市民を含む。）が存在することから、外国人に対して災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動について啓発に努めます。

また、災害時における外国人への広報や相談など支援体制を整備します。

小田原市災害対策本部分担業務（抜粋）

部	班	災害対策本部分担業務	水防本部分担業務
福祉・医療部	総括班	1 部内の情報集約に関すること	○
		2 部内の資源管理に関すること	○
		3 本部事務局及び市立病院との連絡調整に関すること	○
		4 要配慮者支援対策の総括に関すること	○
		5 要配慮者の個別支援計画に関すること	○
		6 バリアフリー型風水害避難場所の総括に関すること	○
		7 日赤活動との連絡調整に関すること	○
	要配慮者支援班	1 福祉避難所の開設・運営に関すること	
		2 要配慮者の相談業務に関すること	○
		3 バリアフリー型風水害避難場所の総括に関すること	○
		4 応急仮設住宅の入居要配慮者の選考及び住宅の応急修理を受ける要配慮者の選考に関すること	
	遺体対応班	1 遺体収容施設の開設・運営に関すること	
		2 身元不明遺体の調査に関すること	
		3 遺族対応に関すること	
		4 埋火葬に関すること	
		5 バリアフリー型風水害避難場所の開設・運営に関すること	○
	救護班	1 医療、助産に関する情報の収集並びに伝達に関すること	○
		2 医療機関及び福祉保健所との連絡調整に関すること	○
		3 医薬品等の確保に関すること	
		4 医療施設の被害状況調査に関すること	○
		5 仮設救護所の設置・運営に関すること	
		6 救護活動に関すること	○
		7 救急医療助産の補助及び保健活動に関すること	
		8 避難生活の感染対策に関すること	
		9 避難所及び避難者の健康管理に関すること	
		10 被災者の入浴指導に関すること	
		11 バリアフリー型風水害避難場所の開設・運営に関すること	○
		12 保健師活動に関すること（健康二次被害の防止等）	○

部	班	災害対策本部分担業務	水防本部 分担業務
福祉・医療部	ボランティア 支援班	1 ボランティアの受入れ体制の確立に関する事	○
		2 ボランティア活動の支援に関する事	○
		3 バリアフリー型風水害避難場所の開設・運営に関する事	○
	市立病院 (災害拠点病院)	1 医療救護活動の実施に関する事	○
		2 院内の災害救助組織に関する事	○
		3 救護用医療器械の調達に関する事	
		4 医療薬剤、資材の確保及び配分に関する事	
		5 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の運用に関する事	
		6 災害時派遣医療チーム（DMAT）に関する事	
		7 患者の避難誘導に関する事	○
		8 患者の収容に関する事	○
		9 患者及び在院者等に対し、必要な情報の提供に関する事	○
		10 救急医療体制の確立に関する事	○
		11 災害救助法が適用されるまでの間、医療救護活動に関する事	○

### 自主防災組織の任務分担表

班 名	平 常 時	非 常 時
広報情報班	1 防災知識の普及に関する事 2 必用資機材の整備、点検に関する事 3 情報収集、伝達事項の計画、実施に関する事 4 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関する事	1 情報の収集伝達に関する事 2 指揮命令等の伝達に関する事 3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関する事
消火班	1 必用資機材の整備、点検に関する事 2 地域の安全点検に関する事 3 消火訓練の計画、実施に関する事	1 出火防止と初期消火に関する事 2 救出救護班との連絡に関する事
救出救護班	1 必用資機材の整備、点検に関する事 2 地域の安全点検に関する事 3 救出救護訓練の計画、実施に関する事	1 負傷者の救出及び搬送に関する事 2 負傷者の応急手当に関する事
避難誘導班	1 家族構成表の作成に関する事 2 必要資機材の整備、点検に関する事 3 地域の安全点検に関する事 4 避難路、避難場所の設定に関する事 5 避難誘導訓練の計画、実施に関する事	1 安全な避難誘導に関する事 2 避難者の把握に関する事 3 避難者の救援活動に関する事
給食給水班	1 自家井戸の現状把握に関する事 2 必要な資機材の点検に関する事 3 給食給水訓練の計画、実施に関する事	1 炊き出しに関する事 2 食糧、飲料水、生活必需品などの配分に関する事
衛生班	1 必要資機材の整備、点検に関する事 2 衛生処理訓練の計画、実施に関する事	1 仮設トイレの設置に関する事 2 ゴミ処理及び消毒に関する事
警備班	1 地域内の防犯、整備に関する事 2 警備訓練の計画、実施に関する事	1 地域内の河川・津波等の監視に関する事 2 地域内の防犯、警備に関する事
要配慮者班	1 要配慮者の把握に関する事 2 要配慮者に対する情報提供に関する事 3 要配慮者の支援の確保に関する事	1 要配慮者の避難に関する事 2 民生委員・児童委員との調整に関する事 3 要配慮者に対する情報提供に関する事 4 一般ボランティアとの連絡・調整に関する事
一時避難場所運営班 (責任者も含む)	1 一時避難場所の現状把握に関する事 2 一時避難場所の必要物品等の把握・点検に関する事 3 一時避難場所の開設計画・運営に関する事	1 一時避難場所の開設に関する事 2 一時避難場所における各班の活動状況の把握に関する事 3 避難者の避難状況の把握に関する事

### MCA無線配備状況一覧表

配備場所	設置台数（台）	型式	個別番号
防災情報処理室	6	可搬型	1～6
防災車	1	車載型	7
防災対策課	3	携帯型	8, 13, 129
医師会	1	携帯型	9
歯科医師会	1	携帯型	10
薬剤師会	1	携帯型	11
柔道整復師会	1	携帯型	12
三の丸小学校	1	携帯型	14
新玉小学校	1	携帯型	15
足柄小学校	1	携帯型	16
芦子小学校	1	携帯型	17
大窪小学校	1	携帯型	18
早川小学校	1	携帯型	19
山王小学校	1	携帯型	20
久野小学校	1	携帯型	21
富水小学校	1	携帯型	22
町田小学校	1	携帯型	23
下府中小学校	1	携帯型	24
桜井小学校	1	携帯型	25
千代小学校	1	携帯型	26
下曾我小学校	1	携帯型	27
国府津小学校	1	携帯型	28
酒匂小学校	1	携帯型	29
片浦小学校	1	携帯型	30
曾我小学校	1	携帯型	31
東富水小学校	1	携帯型	32
前羽小学校	1	携帯型	33
下中小学校	1	携帯型	34
矢作小学校	1	携帯型	35
報徳小学校	1	携帯型	36
豊川小学校	1	携帯型	37
富士見小学校	1	携帯型	38
城山中学校	1	携帯型	39
白鷗中学校	1	携帯型	40



配備場所	設置台数（台）	型式	個別番号
白山中学校	1	携帯型	41
城南中学校	1	携帯型	42
鴨宮中学校	1	携帯型	43
国府津中学校	1	携帯型	44
酒匂中学校	1	携帯型	45
泉中学校	1	携帯型	47
橘中学校	1	携帯型	48
城北中学校	1	携帯型	49
千代中学校	1	携帯型	50
石橋公民館	1	携帯型	51
米神公民館	1	携帯型	52
江之浦公民館	1	携帯型	53
サンサンヒルズ	1	携帯型	54
環境事業センター	2	携帯型	55. 56
和留沢公民館	1	携帯型	57
久所公民館	1	携帯型	58
橘団地公民館	1	携帯型	59
沼代公民館	1	携帯型	60
総務課	2	携帯型	61. 62
産業政策課	2	携帯型	63. 64
建設政策課	2	携帯型	65. 66
都市政策課	2	携帯型	67. 68
根府川公民館	1	携帯型	69
下水道整備課	1	携帯型	70
環境政策課	2	携帯型	71. 72
情報司令課	1	携帯型	73
地域政策課	3	携帯型	74～76
福祉政策課	2	携帯型	77. 78
教育総務課	3	携帯型	79～81
文化政策課	2	携帯型	82. 83
子育て政策課	2	携帯型	84. 85
企画政策課	2	携帯型	86. 87
経営管理課	2	携帯型	88. 89
経営総務課	1	携帯型	90
監査事務局	2	携帯型	91. 92
事業課	1	携帯型	93

配備場所	設置台数（台）	型式	個別番号
議会総務課	2	携帯型	94.95
秘書室	4	携帯型	96～99
建築指導課（応急危険度判定用）	3	携帯型	100、113、114
川東タウンセンターマロニエ	1	携帯型	101
城北タウンセンターいずみ	1	携帯型	102
橘タウンセンターこゆるぎ	1	携帯型	103
三の丸ホール	1	携帯型	104
アークロード市民窓口	1	携帯型	105
梅の里センター	1	携帯型	106
尊徳記念館	1	携帯型	107
国府津学習館	1	携帯型	108
中央図書館（かもめ）	1	携帯型	109
小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ（スポーツ課）	1	携帯型	110
保健センター（健康づくり課）	1	携帯型	111
豊川保育園	1	携帯型	112
城址公園	1	携帯型	115
青果市場	1	携帯型	116
水産海浜課	1	携帯型	117
下水道管理センター	1	携帯型	118
学校給食センター	1	携帯型	119
資産経営課（車両）	8	携帯型	120～127
避難所運営委員長（報徳小）	1	携帯型	128
緑地区自治会連合会	1	携帯型	130
新玉地区自治会連合会	1	携帯型	131
万年地区自治会連合会	1	携帯型	132
幸地区自治会連合会	1	携帯型	133
十字地区自治会連合会	1	携帯型	134
足柄地区自治会連合会	1	携帯型	135
芦子地区自治会連合会	1	携帯型	136
二川地区自治会連合会	1	携帯型	137
東富水地区自治会連合会	1	携帯型	138
富水地区自治会連合会	1	携帯型	139
久野地区自治会連合会	1	携帯型	140
大窪地区自治会連合会	1	携帯型	141
早川地区自治会連合会	1	携帯型	142
山王網一色地区自治会連合会	1	携帯型	143

配備場所	設置台数（台）	型式	個別番号
下府中地区自治会連合会	1	携帯型	144
富士見地区自治会連合会	1	携帯型	145
桜井地区自治会連合会	1	携帯型	146
豊川地区自治会連合会	1	携帯型	147
上府中地区自治会連合会	1	携帯型	148
下曾我地区自治会連合会	1	携帯型	149
国府津地区自治会連合会	1	携帯型	150
酒匂・小八幡地区自治会連合会	1	携帯型	151
片浦地区自治会連合会	1	携帯型	152
曾我地区自治会連合会	1	携帯型	153
前羽地区自治会連合会	1	携帯型	154
橘北地区自治会連合会	1	携帯型	155
計	155		